

第2期

# 上峰町子ども・子育て支援事業計画

家庭と地域ではぐくむ  
親と子の笑顔あふれる子育てのまち  
かみみね

2020▷2024



上峰町





# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	2
3 計画策定の背景 .....	3
4 計画の策定方法 .....	7
第2章 上峰町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状.....	8
1 人口構成等 .....	8
2 家庭や地域の状況.....	12
3 就労状況 .....	16
4 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状.....	18
5 アンケート調査からみた子育て家庭の状況.....	21
6 関係団体ヒアリングからみた子育て環境の現状.....	33
7 上峰町第1期子ども・子育て支援事業計画の評価.....	37
8 上峰町の子ども・子育てに関する課題.....	38
第3章 計画の基本的考え方.....	39
1 基本理念 .....	39
2 基本目標 .....	40
3 計画の体系 .....	42
第4章 施策の展開.....	43
1 安心して子育てができる支援体制づくり.....	43
2 地域による支援の充実、子育てを通じたコミュニティづくり.....	47
3 子どもの人権が守られ、子どもが健全に成長できる環境づくり.....	50
4 多様なニーズに対応できるきめ細かな仕組みづくり.....	53
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について..	55
1 区域の設定 .....	55
2 幼児期の教育・保育に係る見込みと確保の方策.....	55
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	59
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保.....	64
第6章 計画の推進.....	65
1 推進体制 .....	65
2 関係機関との連携.....	65
資料編.....	66
上峰町子ども・子育て会議条例.....	67
上峰町子ども・子育て会議委員名簿.....	69



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、女性の社会進出や価値観の多様化により、未婚化や晩婚化が進んでいます。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える保護者が増加するなど、子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。

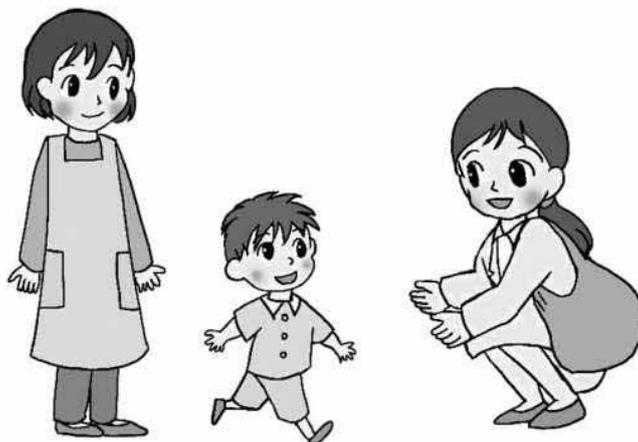
こうした社会の変化に伴い、わが国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は平成28年から3年連続で低下し、平成30年では1.42となっています。

このような社会情勢に対し、国では平成27年度から、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始され、市町村が主体となった子ども・子育て支援の充実が図られています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、多様な保育サービスの充実や働き方改革の推進等の方針が掲げられています。さらに、令和元年6月から、子どもの貧困対策を総合的に推進する動きが進められているとともに、同年10月には、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されています。

これまで、上峰町では、国の指針に基づき、平成27年3月に「上峰町子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、町全体の教育・保育環境の充実を目指して、実情に合わせた子育て支援を進めてきました。

しかしながら、第1期計画から5年がたち、社会情勢の変化や前述した幼児教育・保育の無償化の開始などもあり、新たな時代の流れに対応した、新たな計画の策定が求められています。

そこで、本町では、第1期計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代のニーズに見合った施策を展開し、安心して子どもを産み育てられ、子どもの健やかな成長と自立を支援する上峰町の実現を目指して「第2期上峰町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定します。



## 2 計画の法的根拠と位置付け

### (1) 計画の位置付け

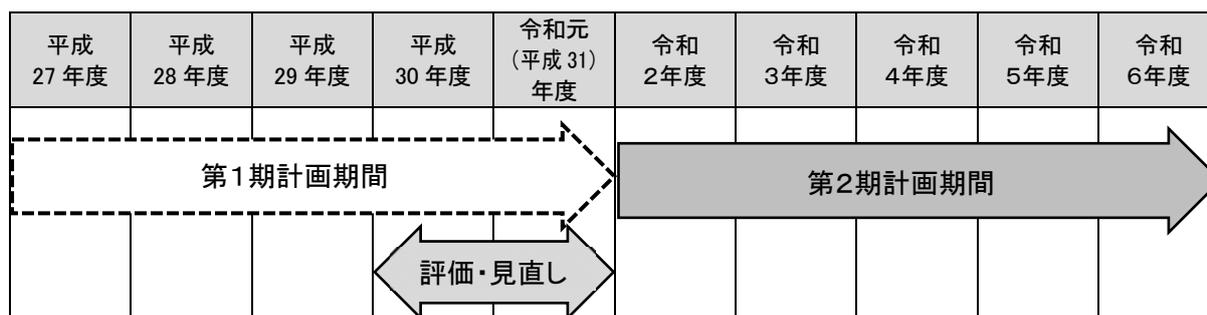
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「上峰まちづくりプラン（第4次総合計画）」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、住民のニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



### 3 計画策定の背景

#### (1) 子育てをめぐる全国的な現状・課題

##### ① 子育て環境の変化

平成 26 年に、「まち・ひと・しごと創生法」が施行し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

##### ② 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭では半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

##### ③ 保護者等の働き方の変化

共働き世帯がさらに増加する中では、保護者の働きやすさが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備に直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等をなくしていくことが望まれます。

## (2) 第2期計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

第1期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

年度	法律・制度等	内容
平成 24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
平成 25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定。
平成 26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
平成 27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業計画スタート(～平成31(令和元)年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒後に9万人に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成 28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人分⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)。
平成 29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成 30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など。
	放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。
平成31/ 令和元 年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
令和 2年度	子ども・子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業計画(第2期)スタート(～令和6年度)。

## ① 幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育の無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年 10 月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されています。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
<p style="text-align: center;"><b>○ 幼稚園、保育所、認定こども園等 ○</b></p>	<p><b>●3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料無償化</b></p> <p>※新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限 2.57 万円（注：国立大学附属幼稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円）まで無償化。</p> <p>※原則、小学校就学前の 3 年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満 3 歳から無償化。</p> <p>※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子どもについては無償化の対象。</p> <p>※保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5 歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充。（年収 360 万円未満相当世帯）</p> <p><b>●0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化</b></p>
<p style="text-align: center;"><b>○ 幼稚園や認定こども園の預かり保育 ○</b></p>	<p><b>●保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化</b></p> <p>※保育の必要性の認定：2 号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）</p> <p>※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督</p>
<p style="text-align: center;"><b>○ 認可外保育施設等 ○</b></p>	<p><b>●3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)までの利用料を無償化</b></p> <p>※認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象</p> <p>※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象</p> <p>※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として 5 年間の猶予期間を設定</p> <p><b>●0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化</b></p>

## ② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することになりました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

## ③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年 4 月）は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業における従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については自由（任意）で、地域枠は最大で定員の 5 割まで設定が可能となっています。

## ④ 新・放課後子ども総合プラン

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国で 1 万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

## ⑤ 平成 28 年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じます。

## ⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

令和元年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消」に向けて推進することが明記され、市町村における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされています。また、子どもの貧困に関する指標として「ひとり親世帯の貧困率」「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が追加されました。

## 4 計画の策定方法

### (1) 策定体制

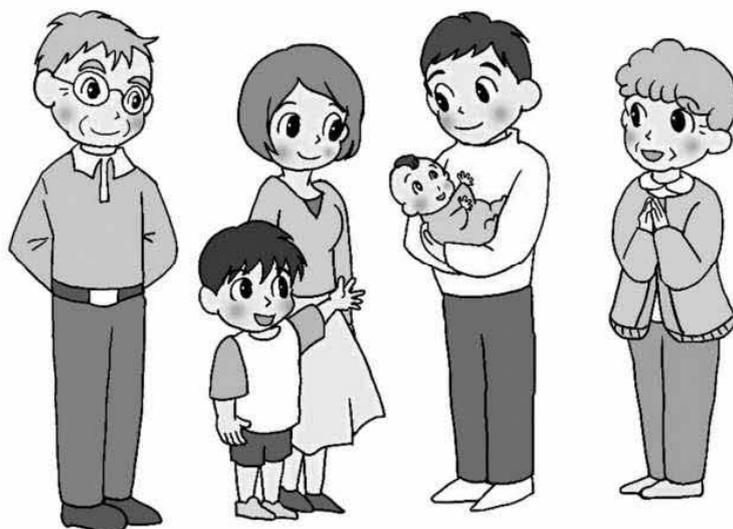
本計画の策定にあたっては、「上峰町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関わる審議を経て作成しました。

### (2) 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の実施

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、「第2期上峰町子ども・子育て支援事業計画」の策定に資することを目的として、就学前児童及び小学校児童をもつ世帯を対象に「第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」を実施しました。

### (3) 「上峰町子ども・子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上峰町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。



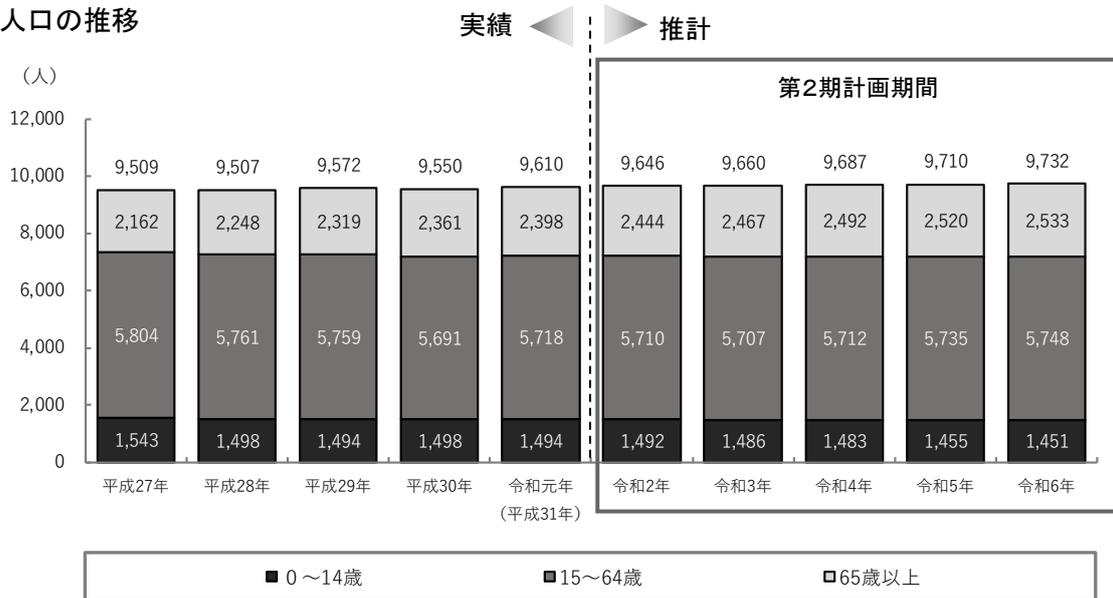
# 第2章 上峰町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

## 1 人口構成等

### (1) 人口の推移

近年の総人口の推移についてみると、若干ですが増加傾向にあり、平成27年から令和元年までの5年間では101人の増加となっています。また、今後も数年はゆるやかな増加が続くと見込まれます。

#### ◆総人口の推移

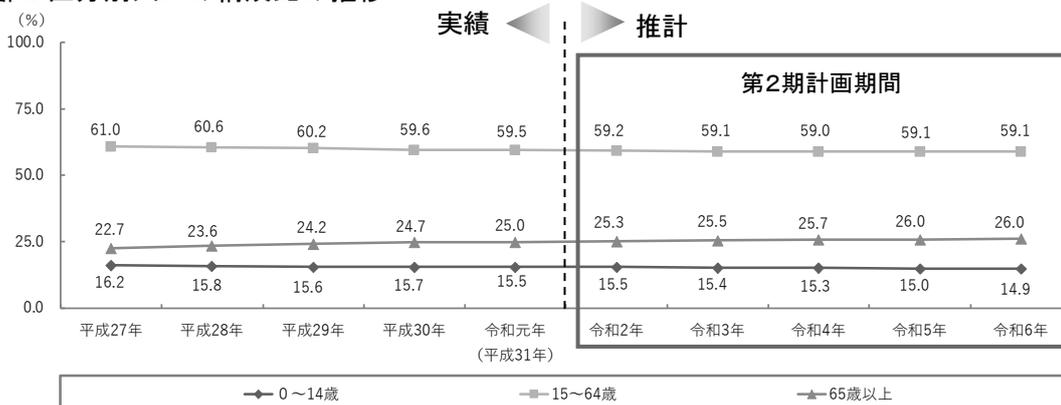


資料：住民基本台帳（※令和元年度の実績値まで）

### (2) 年齢3区分別人口の構成比

近年の年齢3区分別人口の構成比の推移についてみると、65歳以上の高齢者人口の割合が増加傾向にあり、14歳以下の年少人口は減少傾向にあります。全国的な課題でもある少子高齢化が、本町でも同様に進行していることがわかります。

#### ◆年齢3区分別人口の構成比の推移

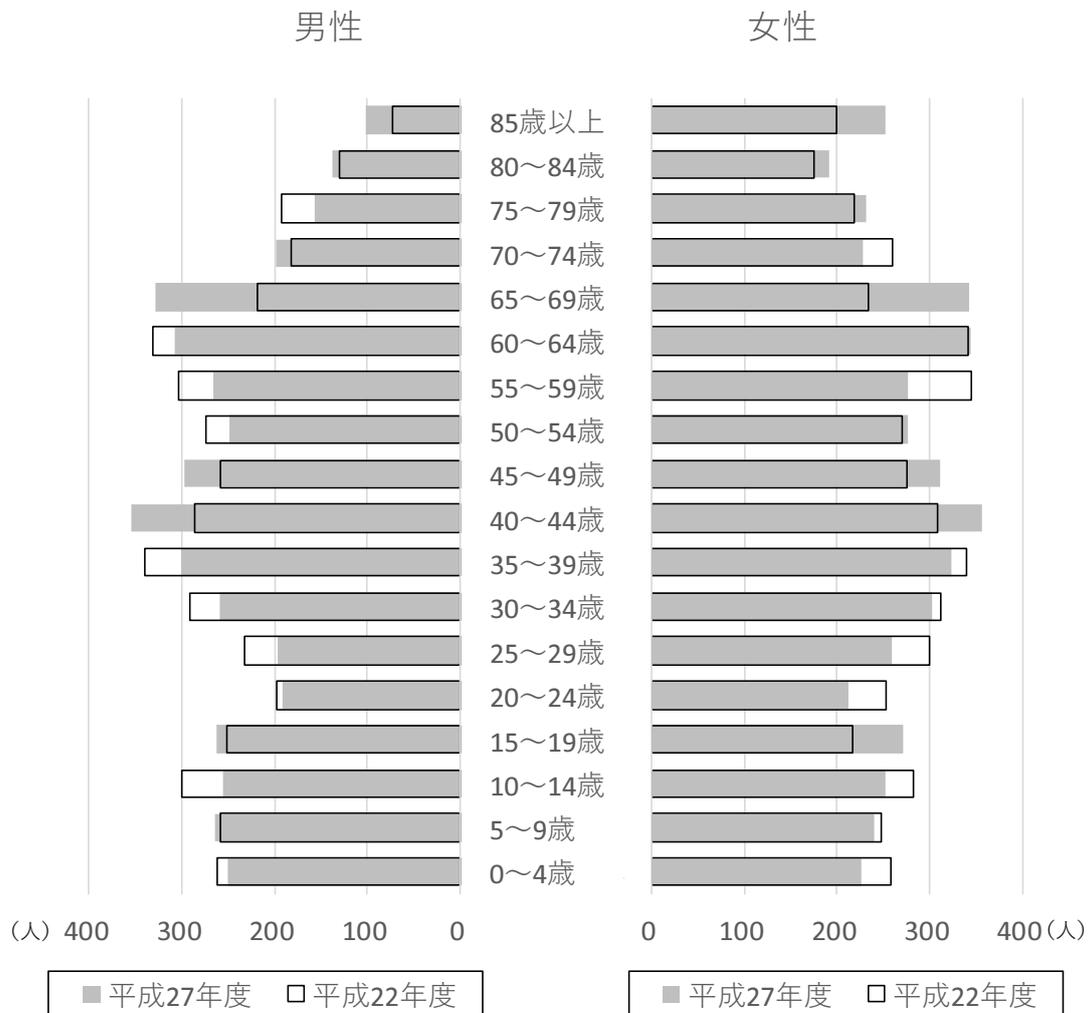


資料：住民基本台帳（※令和元年度の実績値まで）

### (3) 人口構造

5歳階級人口構造の推移についてみると、男女ともに25～39歳の年代で、平成22年度より人口が減少していることがわかります。この世代の人口減少は、子どもの数や子育て支援のニーズ量にも関わってくると考えられます。

#### ◆ 5歳階級人口構造の推移

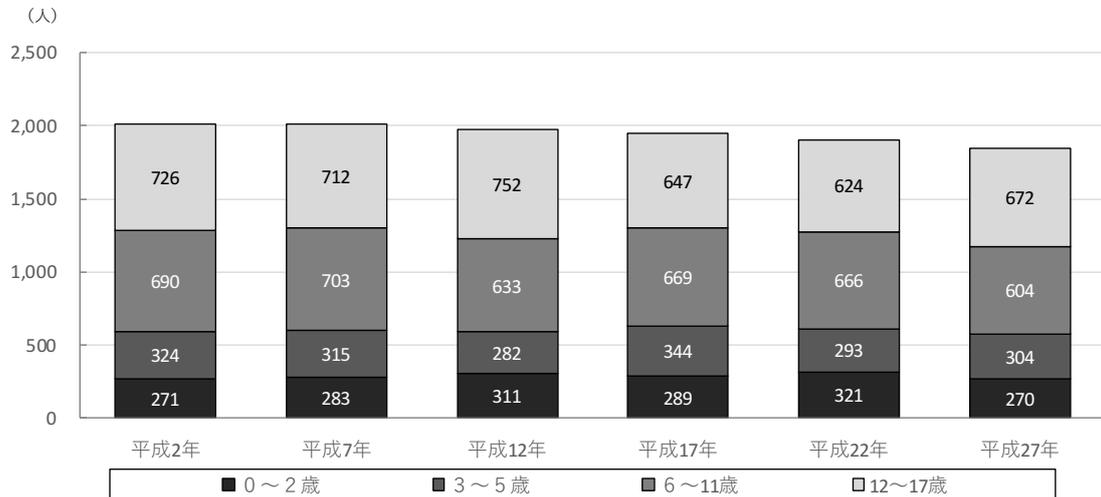


資料：国勢調査

## (4) 児童人口

児童人口の推移についてみると、平成7年以降一貫して減少しており、平成22年から平成27年の間でも54人減少しています。

### ◆児童人口の推移

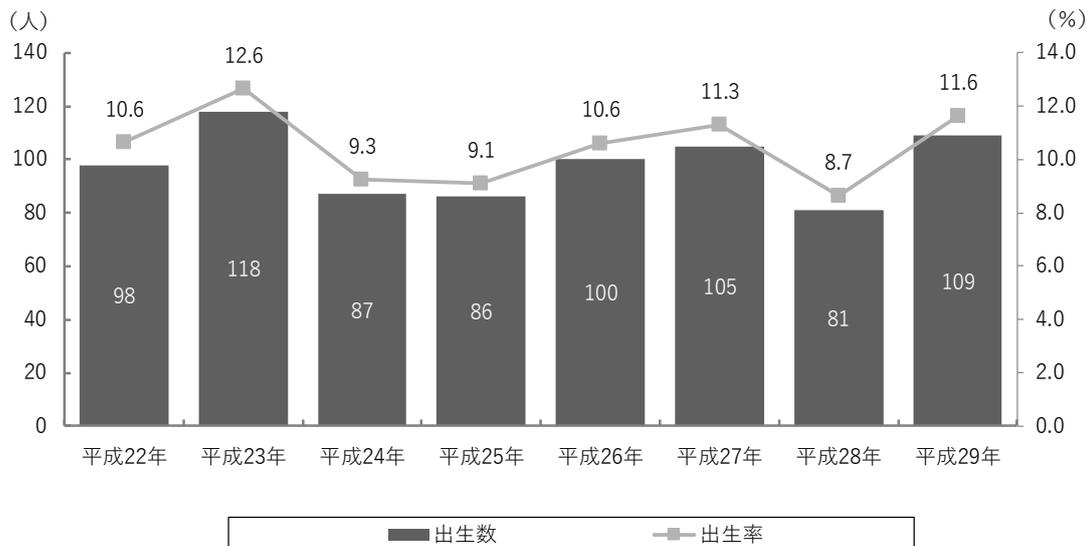


資料：国勢調査

## (5) 出生の動向

出生数の推移についてみると、100人前後で増減を繰り返しています。平成28年には、81人と、ここ数年で最も少ない人数になりましたが、翌年の平成29年には109人と大きく増加しています。同様に、出生率も10.0前後で増減を繰り返しています。

### ◆出生数・出生率の推移



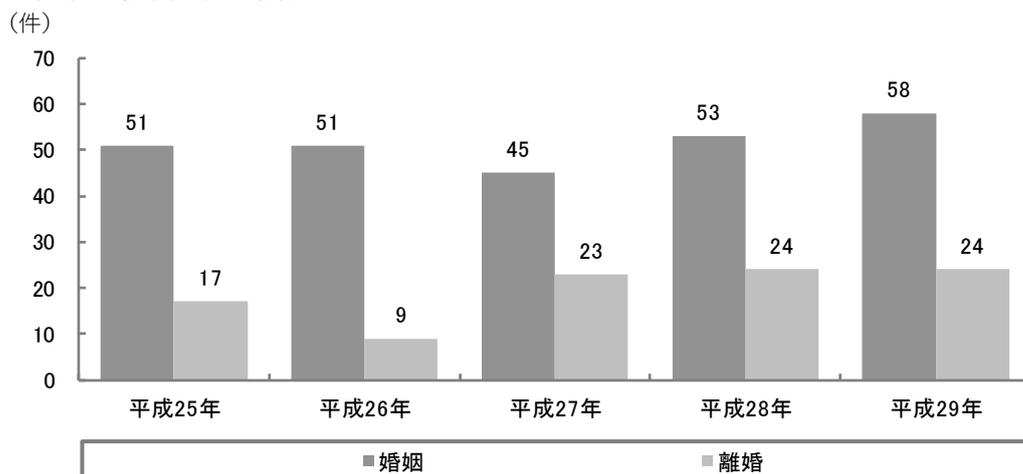
資料：佐賀県人口動態統計

## (6) 婚姻の動向

### ①婚姻件数、離婚件数

婚姻件数と離婚件数の推移についてみると、婚姻件数は50件前後で推移しています。平成27年から平成29年の離婚件数は、それまでと比べると23件から24件と高い件数になっています。

#### ◆婚姻件数、離婚件数の推移



資料：佐賀県人口動態統計

### ②未婚率

平成27年の15歳以上の未婚率をみると、男性は27.4%、女性は22.0%となっており、平成22年と比較すると、男女共に未婚率が上昇しています。

	男性				女性				
	総数	未婚 実数	未婚率	佐賀県 未婚率	総数	未婚 実数	未婚率	佐賀県 未婚率	
平成22年 15歳以上総数	3,561	919	25.8%	28.8%	4,055	833	20.5%	21.5%	
平成27年 15歳以上総数	3,608	990	27.4%	29.0%	4,185	920	22.0%	21.6%	
	15～19歳	263	261	99.2%	99.3%	272	271	99.6%	98.9%
	20～24歳	191	172	90.1%	90.7%	213	188	88.3%	87.8%
	25～29歳	196	114	58.2%	66.4%	259	147	56.8%	58.2%
	30～34歳	259	97	37.5%	43.0%	302	91	30.1%	33.0%
	35～39歳	300	89	29.7%	32.0%	323	62	19.2%	22.7%
	40～44歳	355	83	23.4%	26.9%	357	54	15.1%	18.1%
	45～49歳	297	59	19.9%	24.4%	312	34	10.9%	15.0%

資料：国勢調査

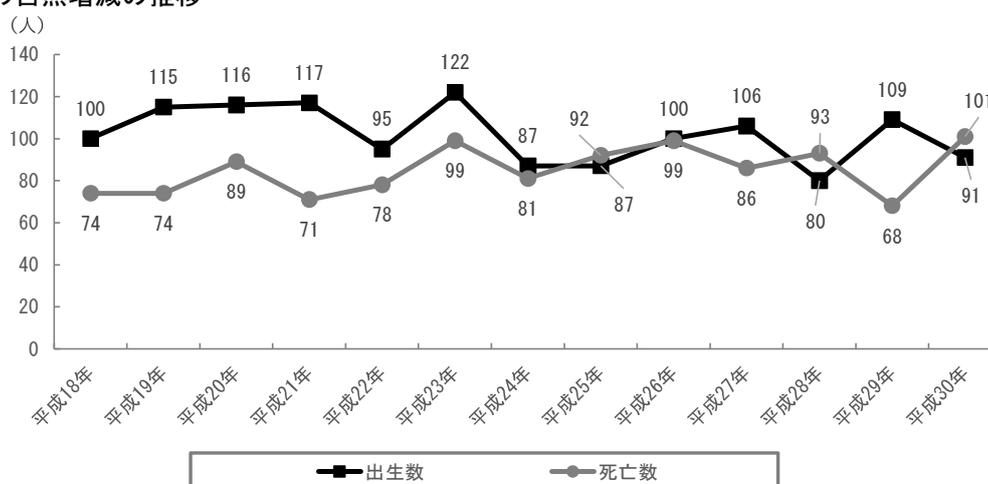
## 2 家庭や地域の状況

### (1) 人口動態

#### ①人口の自然増減

人口の自然増減の推移についてみると、平成 24 年までは出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、平成 25 年には死亡数が出生数を上回る自然減となっています。その後、自然増となったり自然減となったりしています。

#### ◆人口の自然増減の推移

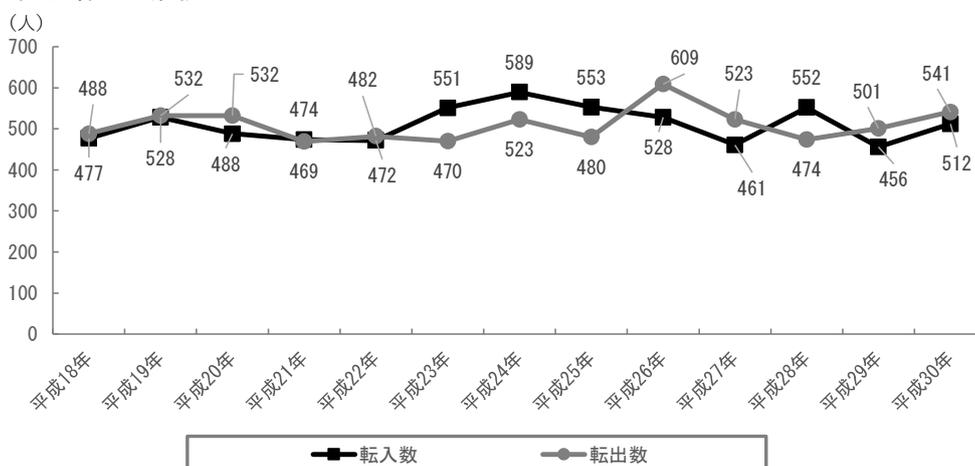


資料：地域経済分析システム（RESAS）

#### ②人口の社会増減

人口の社会増減の推移についてみると、平成 23 年から平成 25 年にかけては転入数が転出数を上回る転入超過となっていますが、平成 26 年以降は、転出者が転入者を上回ることが多くなっています。

#### ◆人口の社会増減の推移



資料：地域経済分析システム（RESAS）

### ③昼夜間人口比率

昼夜間人口比率についてみると、93.4%と100%を下回っており、昼間は町外に出勤・通学している方が多いことがわかります。

#### ◆昼夜間人口比率

区分	昼間人口(人)	夜間人口(人)	昼夜間人口比率(%)
上峰町	8,672	9,283	93.4%
佐賀県	834,871	832,832	100.2%

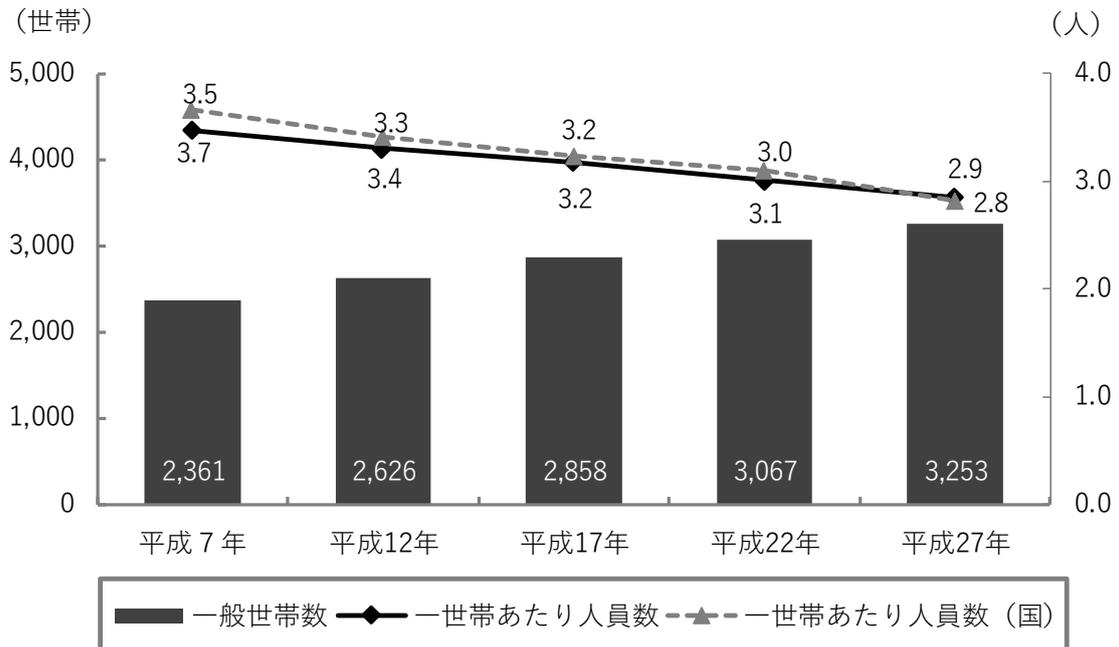
資料：地域経済分析システム（RESAS）

## （2）世帯の動向

### ①一般世帯数、一世帯あたり人員数

一般世帯数、一世帯あたり人員数の推移についてみると、一般世帯数は一貫して増加しており、逆に一世帯あたり人員数は一貫して減少しています。一世帯あたり人員数の減少は国全体でも同様の傾向がみられます。

#### ◆一般世帯数、一世帯あたり人員数の推移

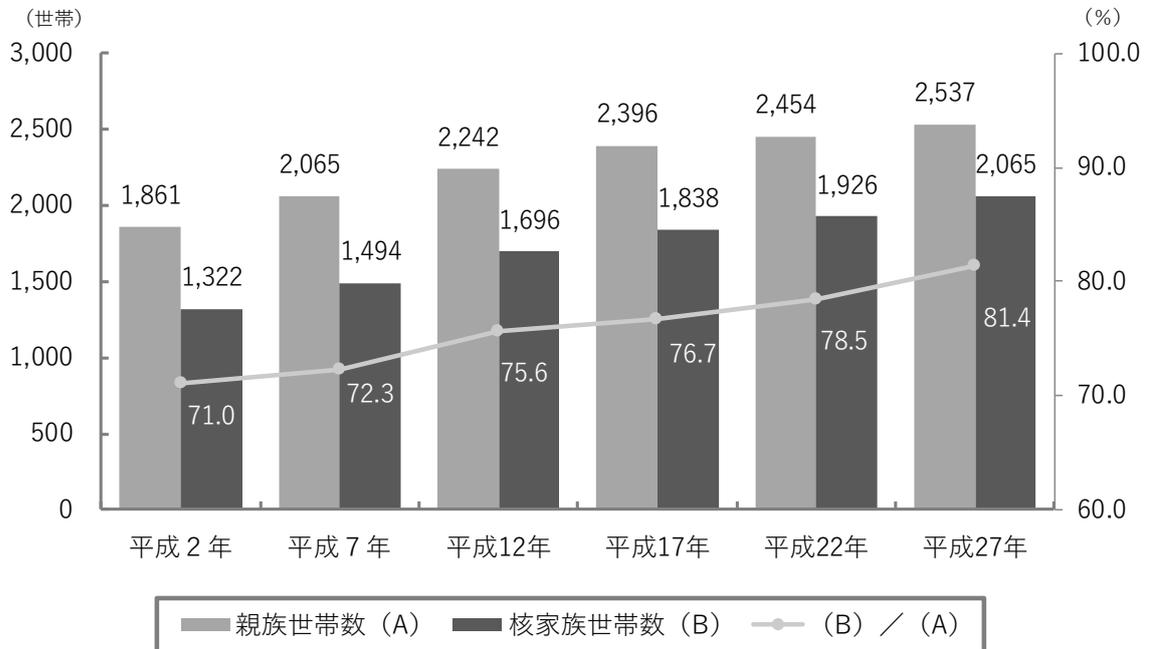


資料：国勢調査

## ②世帯構成

世帯構成の推移についてみると、核家族世帯数は一貫して増加しています。また、親族のみで構成される世帯のうち、核家族世帯が占める割合についても、同様に増加しています。

### ◆核家族世帯の推移

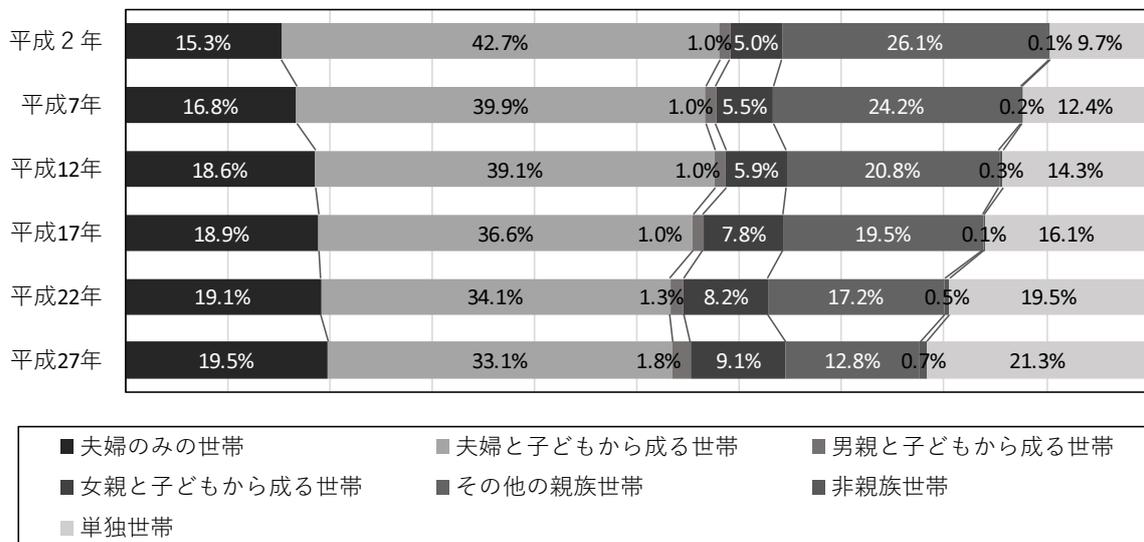


資料：国勢調査

## ③家族構成

家族構成の推移についてみると、夫婦のみの世帯と女親と子どもから成る世帯、単独世帯が一貫して増加しています。逆に、夫婦と子どもから成る世帯と、3世代世帯などに代表されるその他の親族世帯については、一貫して減少しています。

### ◆家族構成の推移

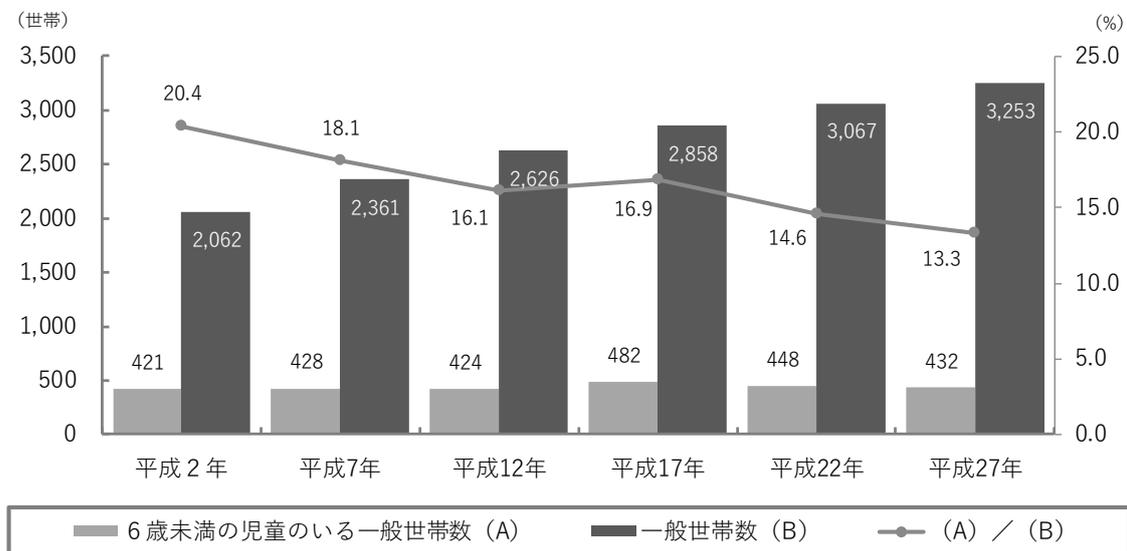


資料：国勢調査

#### ④ 6歳未満の児童のいる一般世帯

6歳未満の児童のいる一般世帯数の推移についてみると、経年による大きな変化はみられませんが、6歳未満の児童のいる世帯の割合については、減少傾向となっています。

##### ◆一般世帯における6歳未満の児童のいる一般世帯数の推移

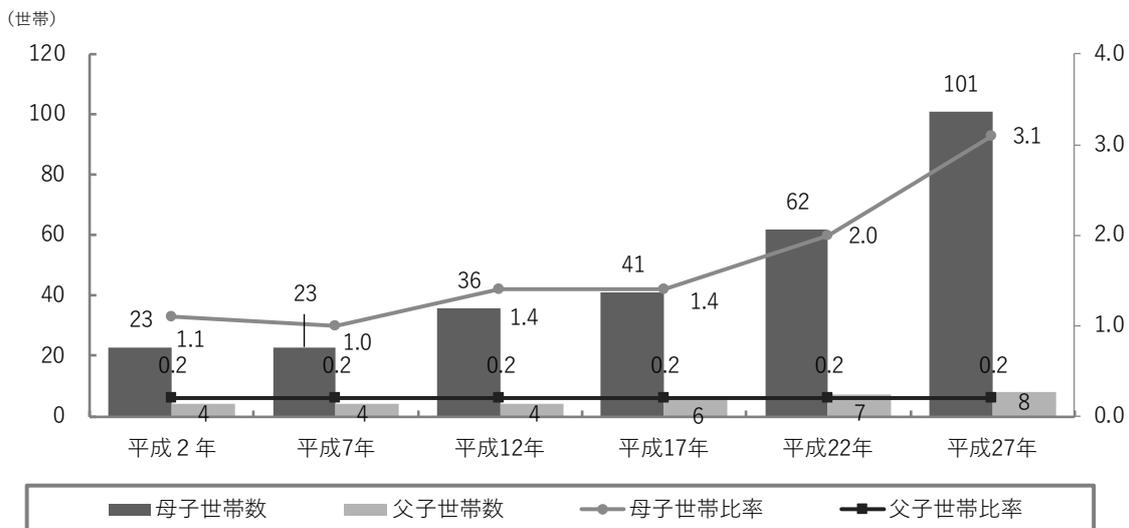


資料：国勢調査

#### ⑤ ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移についてみると、母子世帯数・父子世帯数ともに一貫して増加しており、母子世帯数は特に増加が顕著です。平成27年には総世帯数の約3.1%が母子世帯となっています。

##### ◆ひとり親世帯数の推移



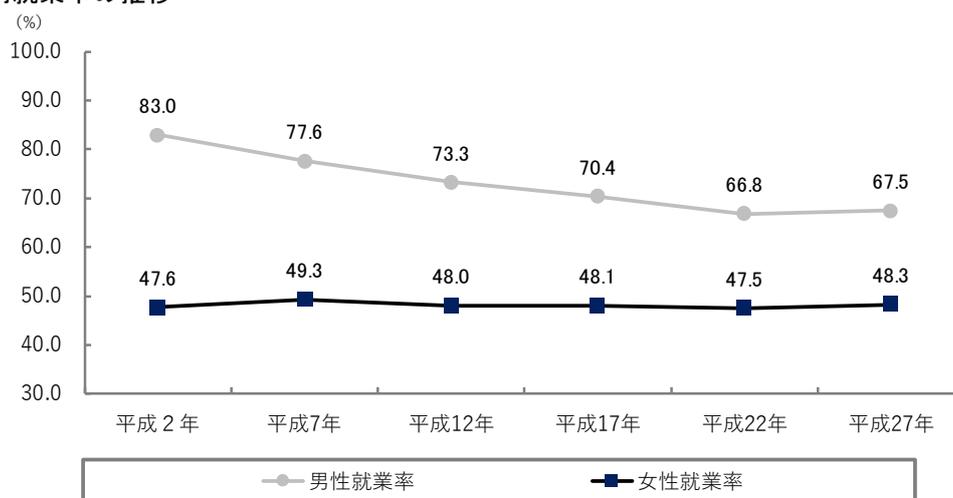
資料：国勢調査

### 3 就労状況

#### (1) 男女別就業率

男女別就業率の推移についてみると、男性は減少傾向となっており、女性は横ばいとなっています。男性については、平成2年から平成27年の25年間の間で約15ポイント減少しています。

◆男女別就業率の推移



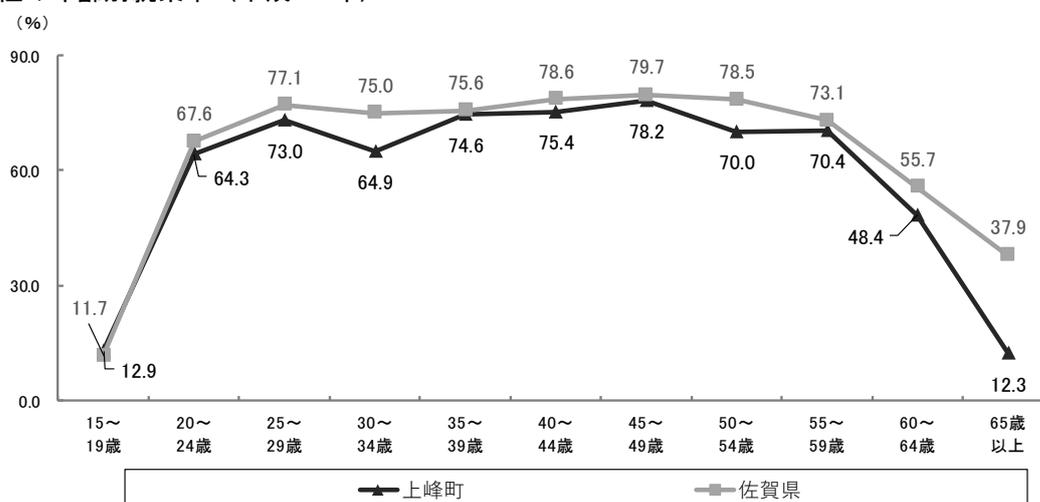
資料：国勢調査

#### (2) 女性の年齢別就業率

##### ①女性の年齢別就業率

平成27年における女性の年齢別就業率についてみると、25～29歳から30～34歳にかけて就業率が低下し、その後再び上昇する、M字カーブとなっています。これは、結婚・出産・子育て等のライフイベントをきっかけに離職する女性がいることが要因であると推測されます。

◆女性の年齢別就業率（平成27年）

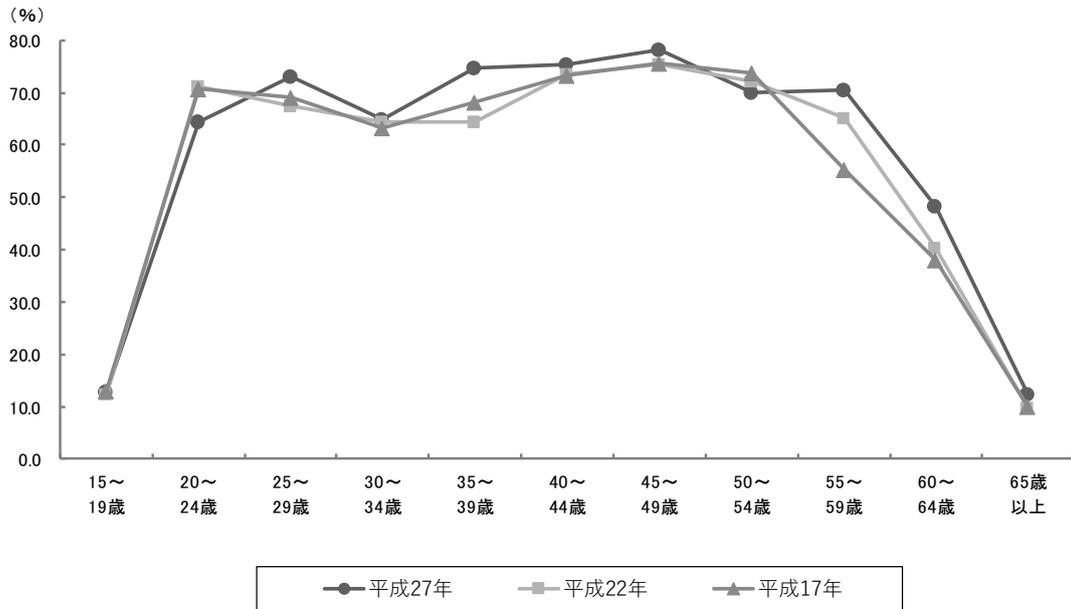


資料：国勢調査

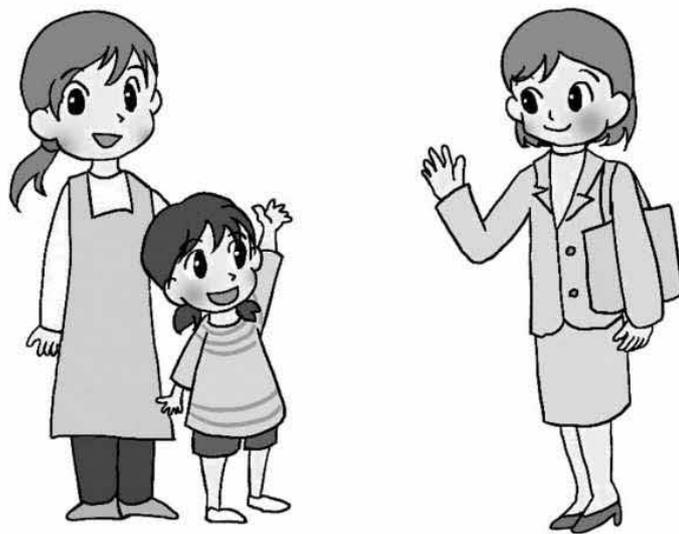
②女性の年齢別就業率（経年による推移）

女性の年齢別就業率について、経年による推移をみると、25歳以降の年齢においては、50～54歳をのぞき、就業率が調査ごとに高くなっている年代が多くみられます。しかしながら、30～34歳にかけて就業率が低下し、その後再び上昇する、M字カーブは大きくは改善されていない状況です。

◆女性の年齢別就業率（経年による推移）



資料：国勢調査



## 4 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

### (1) 教育・保育施設の状況

#### ①利用児童数の推移

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
保育施設	人	252	255	255	234
教育施設	人	169	162	163	146
就学前児童数	人	689	683	670	654

※各年3月末現在

※平成29年度より、認定こども園へ町内2ヶ園移行

※町内在住者で町外の施設利用者を含む

#### ②保育施設の利用状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
施設数	箇所	2	2	3	3	3
対象児童	人	0～5歳児				
定員	人	190	190	265	265	265
入所児童数	人	189	196	220	209	252

※各年3月末現在

※町内在住者で町外の施設利用者を含んでいない

#### ③教育施設の利用状況

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
施設数	箇所	1	1	2	2	2
対象児童	人	満3～5歳児				
定員	人	180	180	180	180	180
在園児数	人	138	125	141	124	151

※各年3月末現在

※平成27年、28年度については、学校基本調書より

※町内在住者で町外の施設利用者を含んでいない

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供状況

### ①時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実利用人数	人	58	59	107	126
延べ利用人数	人日	585	334	752	669

※各年度3月末現在

### ②一時預かり事業

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延べ利用人数	人日	422	791	7,020	4,709

※各年度3月末現在

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
登録人数	人	86	95	105	126	122
1年	人	30	42	45	53	40
2年	人	34	19	36	36	44
3年	人	15	24	13	28	22
4年	人	6	10	8	6	15
5年	人	0	0	3	1	1
6年	人	1	0	0	2	0
実施箇所	箇所	1	1	1	1	1

※年度当初の人数

④妊婦健康診査等

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
妊婦健康診査	対象者数	人	102	109	118	102	65
	受診延べ 人数	人	1,095	938	1,196	1,191	576

			単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
乳児 一般健診	4か月健診	受診率	%	96	97	97	100	98
	7か月健診	受診率	%	95	93	96	98	98
	1歳6か月健診	受診率	%	96	93	94	93	98
	3歳児健診	受診率	%	94	92	93	93	90
歯乳 科児 健一 診般	1歳6か月健診	受診率	%	96	93	94	93	98
	3歳児健診	受診率	%	94	92	93	93	90

⑤乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 (平成31) 年度
訪問人数	人	105	77	85	96	33

※年度当初の人数

⑥養育支援訪問事業

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
延べ訪問件数	件	—	8	14	11

## 5 アンケート調査からみた子育て家庭の状況

### (1) 調査の概要

- ◆調査の目的 : 本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。
- ◆調査地域 : 上峰町全域
- ◆調査対象者 : 上峰町在住の「未就学児」の保護者（就学前児童調査）  
上峰町在住の「小学生」の保護者（小学校児童調査）
- ◆抽出方法 : ①就学前児童調査
  - ・住民基本台帳から地域別に抽出。
  - ・抽出する際、地域と児童年齢が均等になるように予め割付を行った。※ただし、2人以上の未就学児を持つ保護者に対しては、年長の未就学児が調査対象者となるように配慮した。

#### 【就学前児童調査】

- ◆調査期間：平成31年1月22日～2月5日
- ◆調査方法：施設を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収

調査方法	配布数	回収数	有効回答票数	回収率
施設を通じた調査	272件	230件	307件	69.8%
郵送調査	168件	77件		

#### 【小学校児童調査】

- ◆調査期間：平成31年1月下旬から2月上旬
- ◆調査対象：上峰小学校に通学する生徒の全保護者
- ◆調査方法：小学校を通じて配布・回収

配布数	回収数	有効回答票数	回収率
457件	375件	371件	81.2%

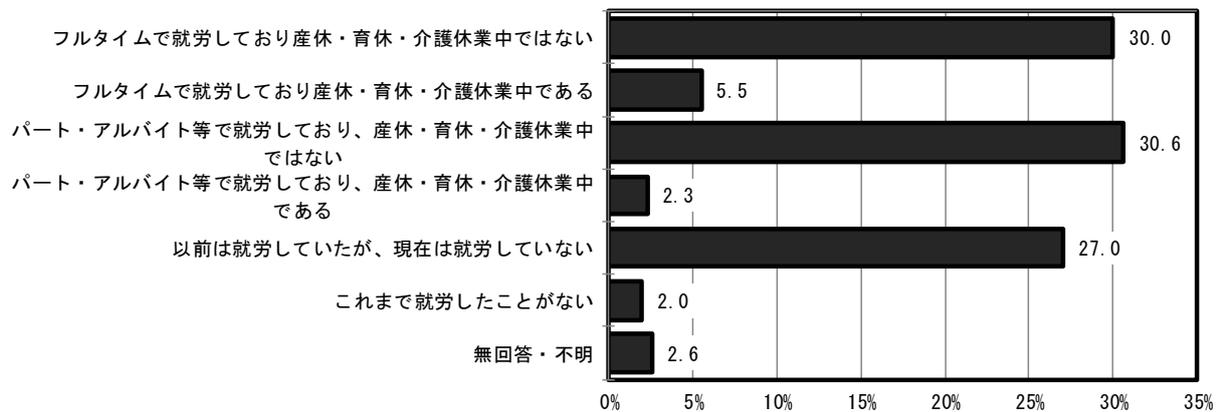
## (2) 調査結果 (抜粋)

### ① 保護者の就労状況 (※就学前児童の母親)

#### ◆就労状況

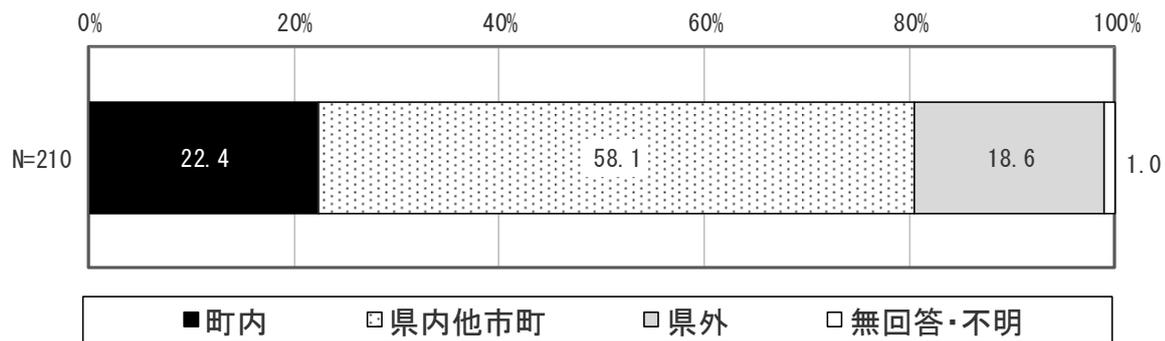
「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.6%で最も高くなっています。次いで「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が30.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.0%が続いています。

N=307



#### ◆就労場所

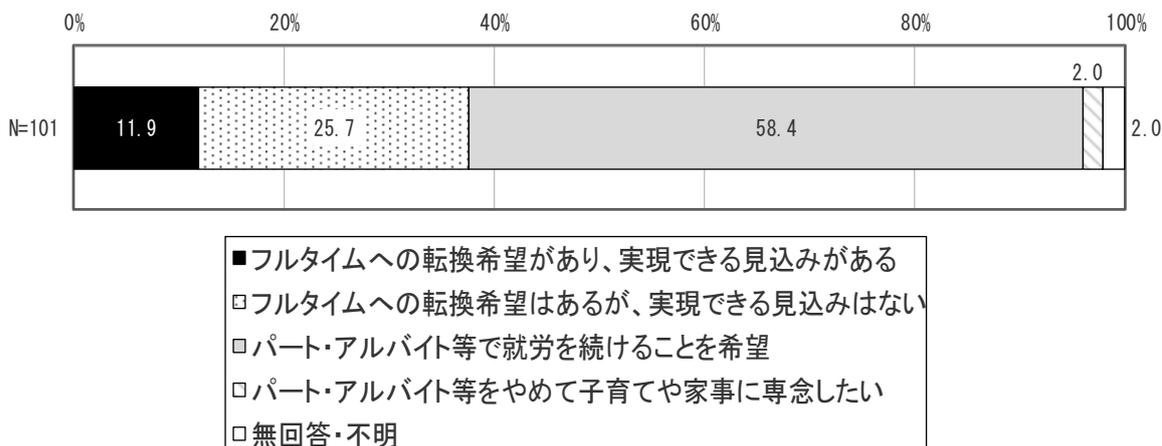
「県内他市町」が58.1%を占めており、「町内」が22.4%、「県外」が18.6%となっています。就労している母親の半数以上は、町外へ働きに出ていることがわかります。



◆フルタイムへの転換希望

「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望」が58.4%を占めています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が25.7%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が11.9%で続いています。

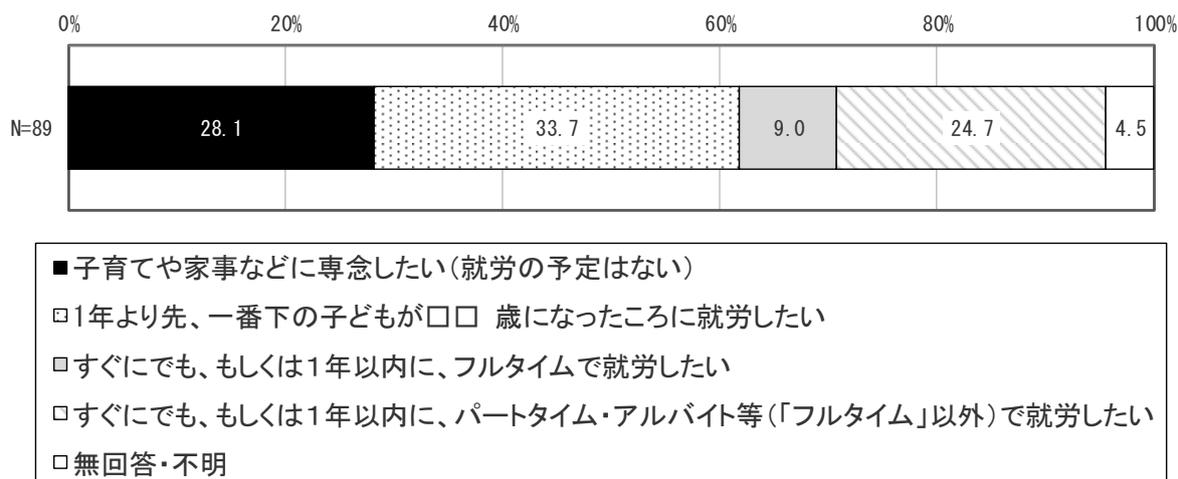
多くの方は、パート・アルバイトで働き続けることを希望していることがわかります。



◆就労希望

「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が33.7%で最も高くなっています。次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が28.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労したい」が24.7%で続いています。

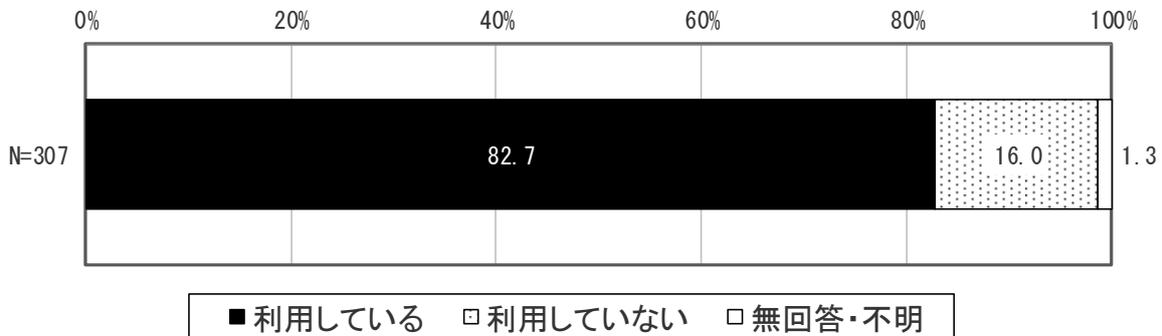
多くの方が就労を希望していることがわかります。



## ② 教育・保育事業の利用状況

### ◆定期的な教育・保育事業の利用状況(1)

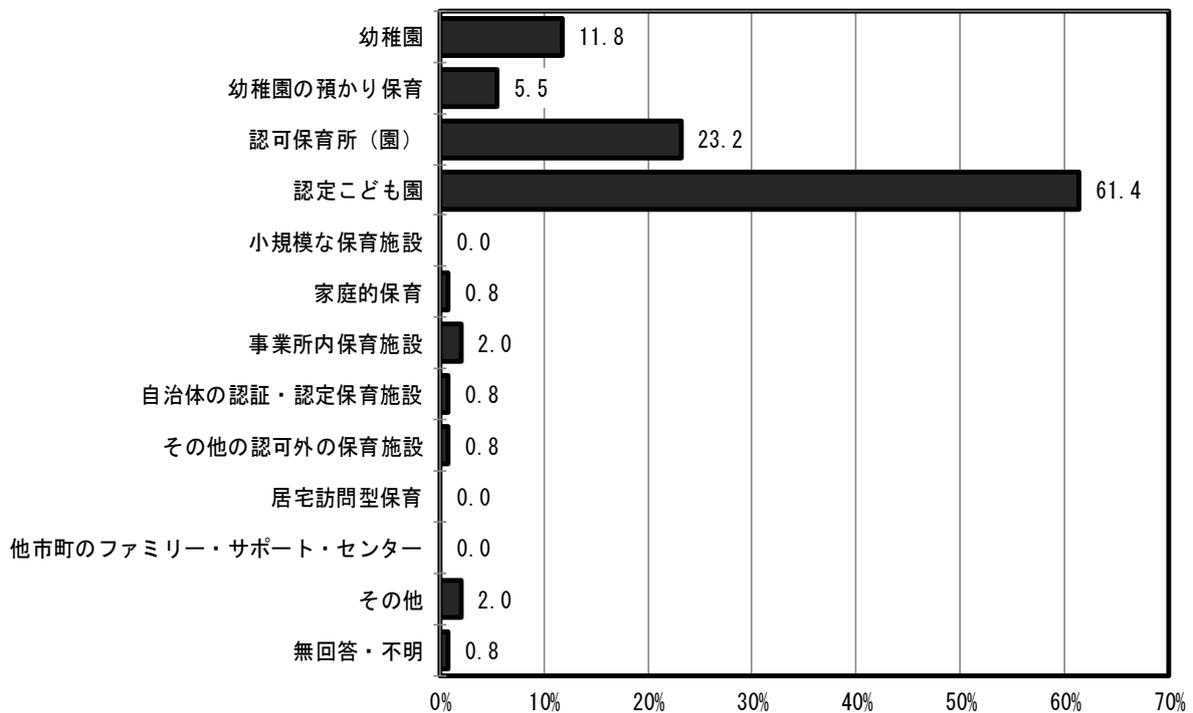
定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が82.7%となっています。



### ◆定期的な教育・保育事業の利用状況(2)

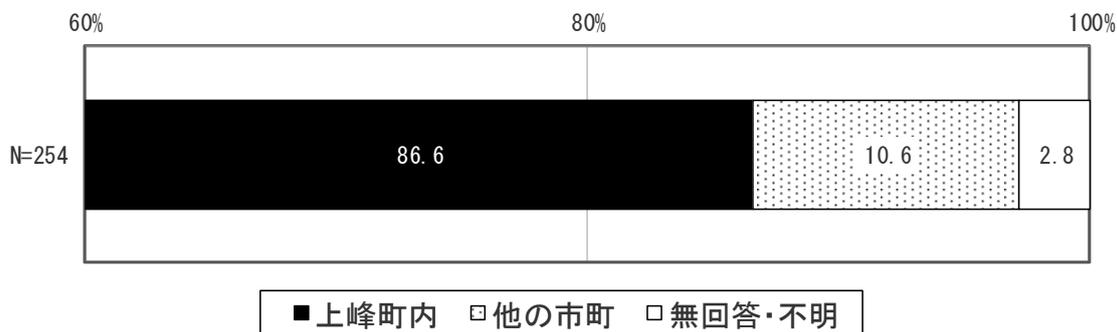
利用サービスについては、「認定こども園」が61.4%を占めています。「認可保育所（園）」が23.2%、「幼稚園」が11.8%が続いています。

N=254



◆定期的な教育・保育事業の利用場所

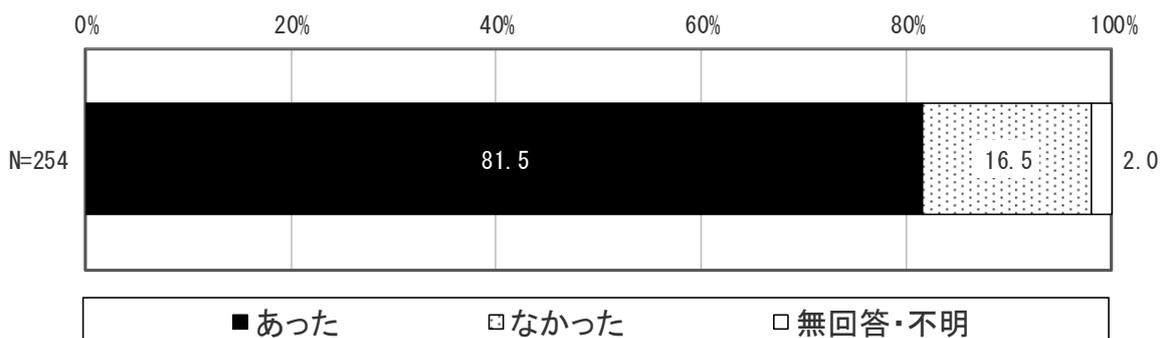
利用場所については、「上峰町内」が86.6%、「他の市町」が10.6%となっています。



③ 子どもが病気・ケガをした場合の対応

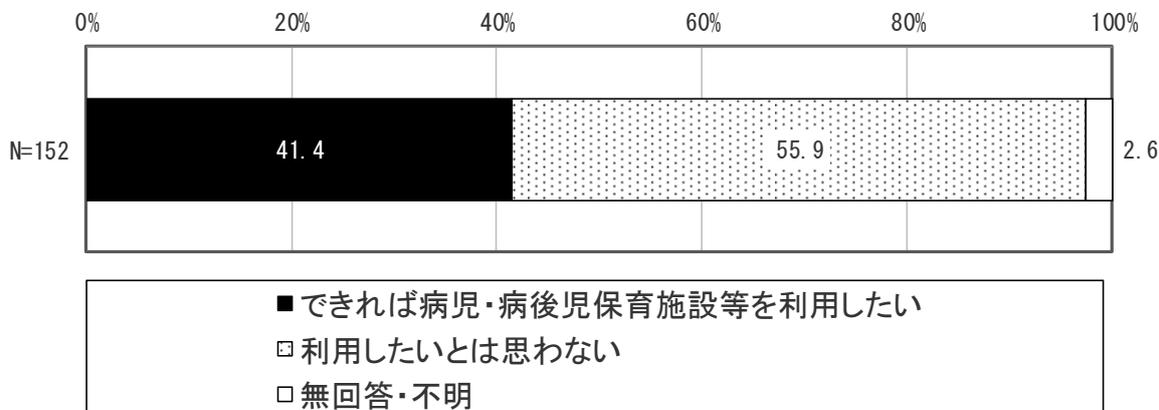
◆子どもが病気・ケガをした場合の対応(1)

過去1年以内に、子どもの病気やけがで幼稚園・保育所等を休んだことがあるかどうかについては、「あった」が81.5%となっています。



◆子どもが病気・ケガをした場合の対応(2)

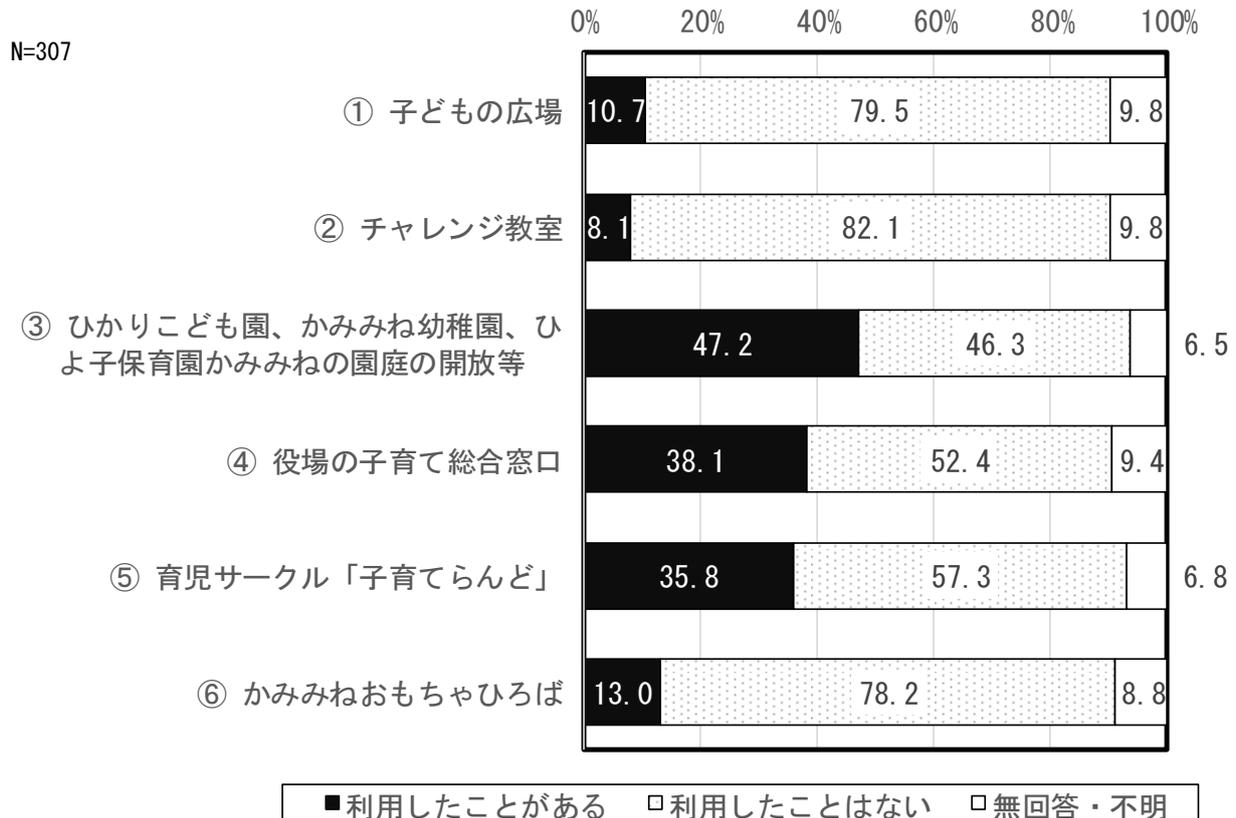
子どもが病気・ケガをした場合、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が約4割となっています。



#### ④ 上峰町で行っている子育て支援事業について

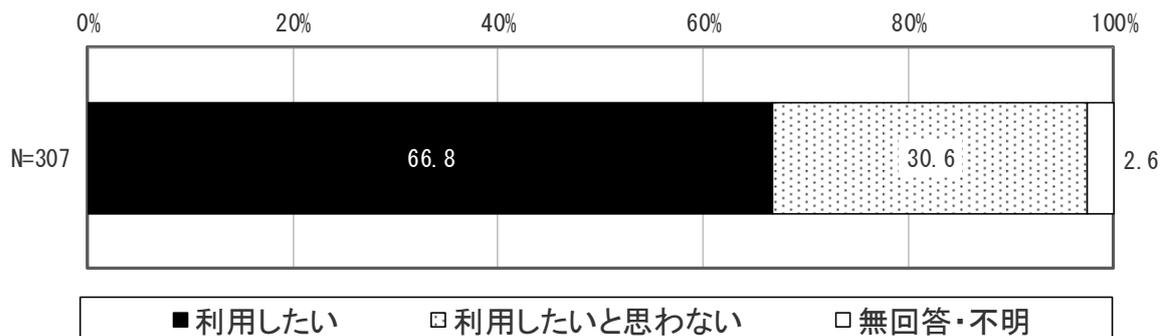
##### ◆子育て支援事業の利用について

上峰町で行っている子育て支援事業について、「利用したことがある」の割合が高くなっているのは、「③ひかりこども園、かみみね幼稚園、ひよ子保育園かみみねの園庭の開放等」「④役場の子育て総合窓口」となっています。「利用したことはない」の割合が高くなっているのは、「①子どもの広場」「②チャレンジ教室」「⑥かみみねおもちゃひろば」となっています。



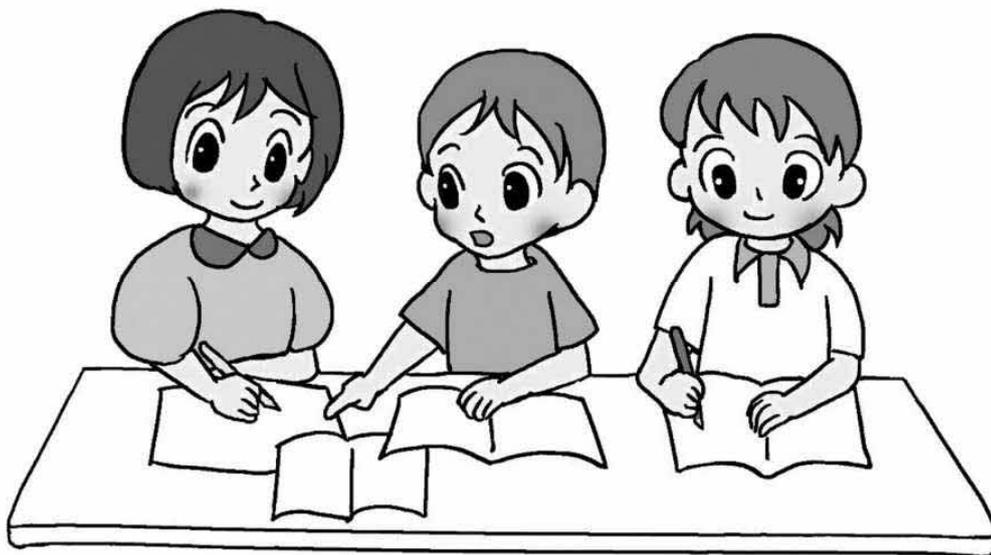
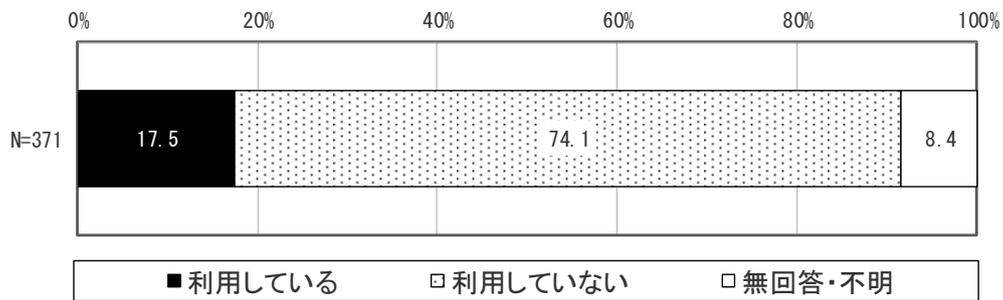
##### ◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用意向

「子育て支援センター」が作られた場合の利用意向については、「利用したい」が66.8%となっています。



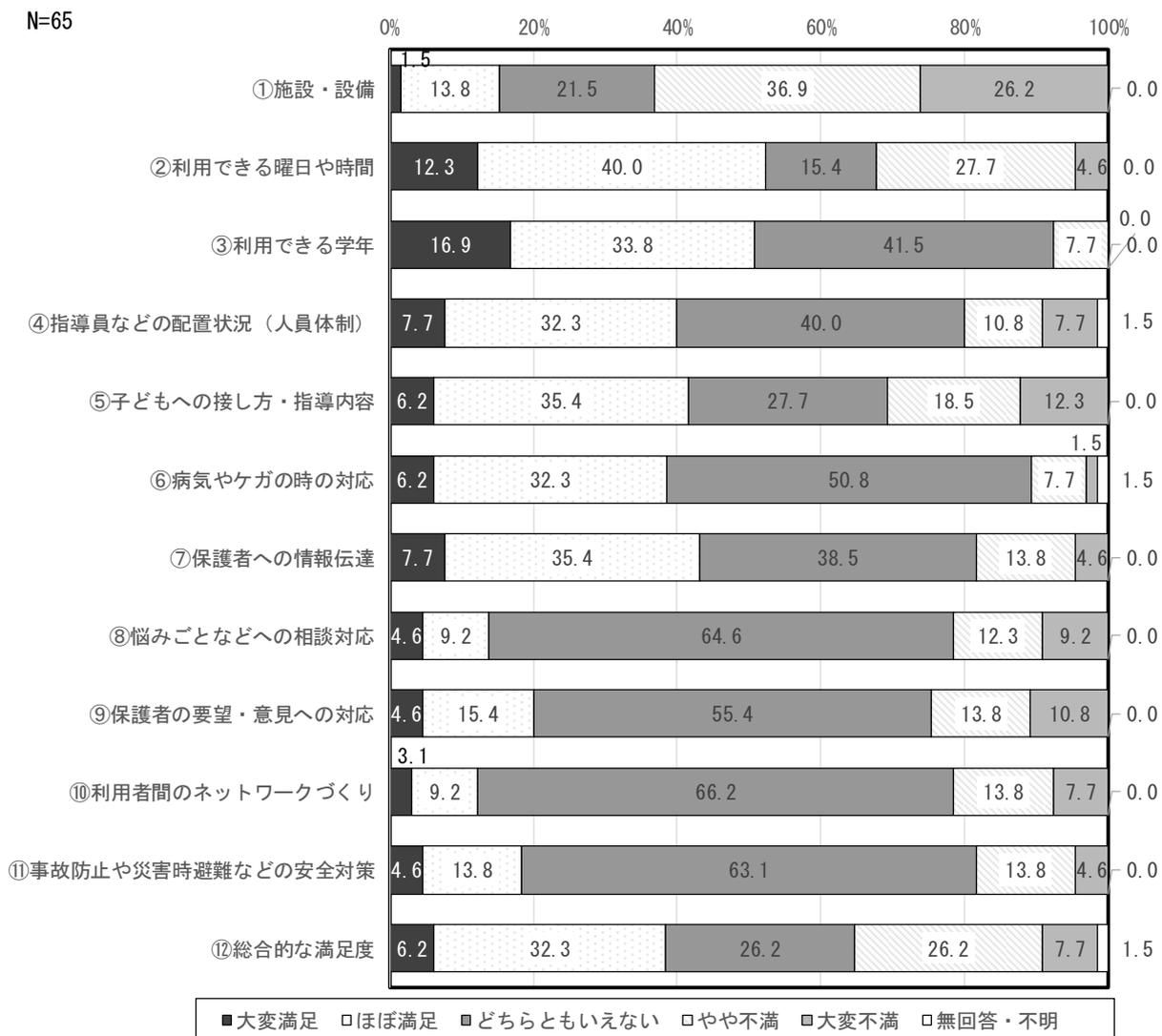
◆放課後児童クラブ（学童保育）について

放課後児童クラブ（学童保育）の利用については、「利用していない」が74.1%となっています。



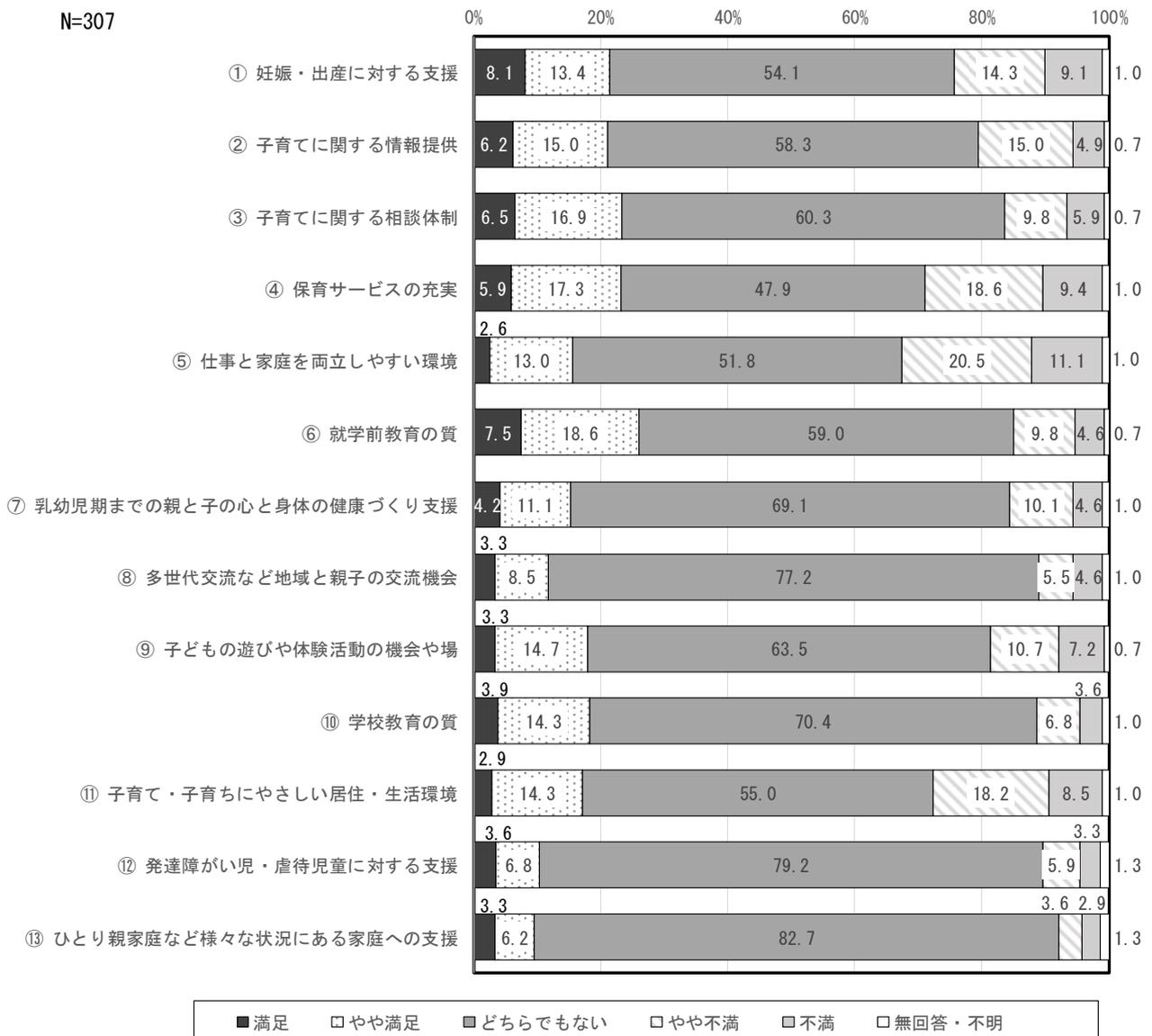
◆放課後児童クラブ（学童保育）利用者の満足度

利用者の満足度に関しては、『満足している』（「大変満足」と「ほぼ満足」の合計）の割合が高い項目は、「②利用できる曜日や時間」「③利用できる学年」となっています。また、その割合が低い項目は、「①施設・設備」「⑧悩みごとなどへの相談対応」「⑨保護者の要望・意見への対応」「⑩利用者間のネットワークづくり」「⑪事故防止や災害時避難などの安全対策」となっています。「総合的な満足度」における『満足している』の割合は、38.5%となっています。



## ⑤ 上峰町の子育て環境や支援の満足度

上峰町の子育て環境や支援の満足度について、5段階で聞いたところ、『満足』（「満足」と「やや満足」の合計）の割合が高い項目は、「⑥就学前教育の質」「③子育てに関する相談体制」「④保育サービスの充実」となっています。逆に『不満』（「やや不満」と「不満」の合計）の割合が高い項目は、「⑤仕事と家庭を両立しやすい環境」「④保育サービスの充実」「⑪子育て・子育てにやさしい居住・生活環境」となっています。



## ⑥ 自由回答

上峰町における子育てについて、自由回答でご意見をいただきました。以下、内容を抜粋して掲載します。

### 【公園・遊び場所に関する要望】

- 子どもが遊べる場所が少なく、町外に行っています。子どもを遊ばせるとなると、お菓子やお茶なども買います。室内、外共に素敵な遊び場があると経済も発展するのではないのでしょうか？
- 地域に子どもが遊べる交流の場所がほしい。道路や少し遊べないなあと思うところばかり…安全に子どもがのびのび遊べて親子が共に集まれる場所が近い地区であると助かる。
- 子ども、特に未就学児が室内であそべる、だれでも行きやすい場所がない。あったとしても、周知されていない。

### 【病児保育について】

- 病児保育の利用方法がよくわからない。
- 病児預かりする場所が少ない。(感染症はNGなど。)
- 上峰町は病児保育がないため、子どもの病気の際は、仕事を休まなければならない、パートでしか働けませんし、責任ある仕事(役職)にも就けず、大変残念な思いをいつもしています。介護の仕事をしているため、土、祝日等も仕事が入るため、学童保育があれば大変助かります。(お互い様で働いているので、いつも祝日等休むのは心苦しいです。)
- 病後児保育施設を設置して頂きたい。夜間も子どもの突発的な発熱など受診出来る施設。(久留米の聖マリアまでは遠く、待ち時間も長い。)

### 【子育て支援センター設立の要望】

- 隣のみやき町や吉野ヶ里にあるような子育て支援センターをぜひ作っていただきたいです。おたっしゅ館内にもあると聞きますが、(略)施設的には少し閉鎖的で近づきづらいイメージがあります。金銭的な補助よりも必要性を感じます。
- 子どもを気軽に毎日連れて行ける場所(子育て支援センター)がほしいです。妊娠中に切迫流産になり、あまり動けなくて上の子どもたちの世話が難しかったが、子ども園の預かり保育が入園前は月に10日と決まっていたので、日程が少なかった。自分たちの親も遠くて働いているため、もう少し、日数が多かったり、頼れる所があってほしかったです。
- 子育て支援センターや児童館など、子どもや親の交流の場を作ってほしい。役場での相談は利用したことがあるが、日にちも月に1度だけと少なく、また時間も短いため、結局相談事も解決しなかった。子どもや親の交流の場があることで情報交換もしやすく、役場の保健師に相談するより相談しやすい雰囲気もあると思う。おたっしゅ館などで小さい子どもへの支援があることは知っているが、高齢者も利用していたりしているし、どのようなことをしているのかよく分からず、行きづらい。乳児検診が他の市町村より少なく、心配である。

【ファミリーサポート・放課後デイサービス等について】

- ファミリーサポートを絶対必要としている人もいると思う。（身内に頼れない。）
- 発達障害者に対してまわりの理解と放課後デイサービスの場所の確保は今後充実して頂きたい。共働きの親として低学年のうちは病後児の預かる場所を設置して頂けると助かる。ファミリーサポートの充実や習い事など夕方の送迎など支援して頂けると助かる。

【イベント等への要望】

- 子どもと遊べる施設イベントを増やしてほしい。
- フリーマーケット（半年に1回くらい）があると良いなと思います。（保育園、幼稚園や小学校のカバンや制服などのおさがりなどがもらえる場があると良いと思います。園でもママさん達の交流の時間があまり無いので。）
- 育児サークルの活動曜日、時間を増やしてほしい。

【学童について】

- 夏休み等の学童の利用時間開始が遅すぎて仕事に間に合わない。神崎町は7時～7時半には預けられる。町の制度で仕事をやめざるをえないかもしれない。
- 学童に入れたくても環境が合わず、なかなか行けない。放課後活動の場、もしくは別の放課後教育等親が家にいないけど学童には行けない子でも有料でも気軽に立ち寄れる場所があれば理想です。

【役場の子育て相談について】

- 役場の子育て相談などがしにくい雰囲気→個室などでプライバシーを守ってほしい。
- 今後、働きたいと思っているが、保育園の入れ方が分からない。一人一人役所に相談しに行かないといけないのか？11月頃に翌年4月入園の手続きがあるのは、町報でわかっているが、それ以外はいつ申し込むのか。それとも一人一人園側に問合せをするのか。そういう手続き関係のパンフレットなどを作成し、出生届や母子手帳を発行した際に、渡してもらえるとたずかる。すべての人がまわりに知っている人がいるとは限らない。また、町内の施設にどのようなものがあるか、利用の仕方もう少し細かく提示してほしい。
- 役場を月1回程度でもよいので、土日開庁してほしいです。手続きや相談したくても仕事に都合をつけるか休みをとらなければならず大変困っています。役場の都合に合わせなければならぬのが納得いかないところです。

【交通の安全について】

- 道路の安全性を確保してほしい。（歩道をつける。横断歩道を増やすなど。）
- 通学路など道の整備、危険なところを改善してほしい。

【各種要望】

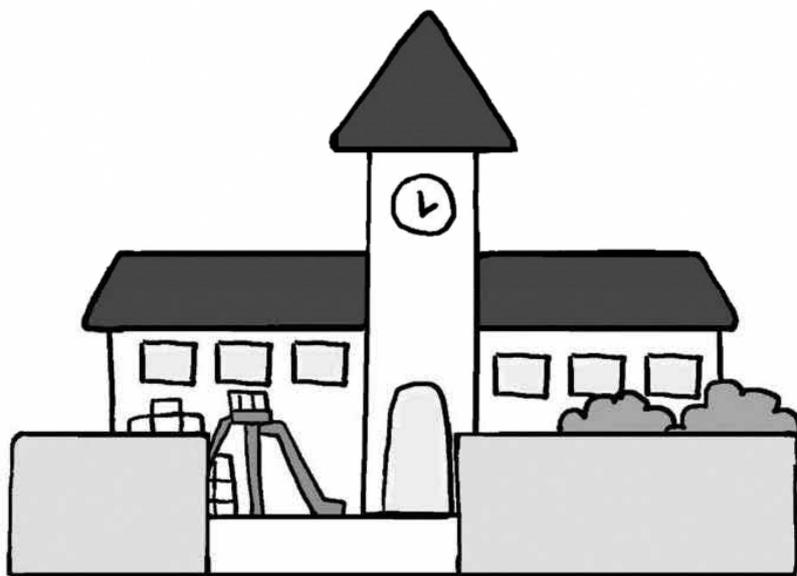
- 通勤の事を考えると、保育時間、学童の時間が短い。朝が間に合わないし、帰りもバタつく。

- 結婚を機に、上峰町へ来ました。元々私が住んでいた所も上峰町に似ていたもので、子育てしやすく求めている子育て環境かな？と期待しておりました。ただ、産院等がないこと、産前産後のケアサービスが少なくすごく残念でした。（里帰りをしていません。）ご近所の方々は、すてきな方ばかりで過ごしやすいです。子どものことも気にかけて頂いて感謝でいっぱいです。こんなにすてきな地域なのに、幼稚園、保育園の3か所とも似たような保育と教育で正直、子どもらしさを考えたら、もっと色々な保育、教育の受けられる選択ができれば良いのになと思います。子どもの自主性とそれを大切に尊重できる環境に町全体がなるともっと子育てを楽しめるお母さんお父さんも増えるのではないかと思います。
- 他の市や町の児童センターを利用しに行ったりするので、上峰町にもいつでも行ける児童センターがあるといいなと思います。（おたっしや館の育児サークルだと曜日が決まっていて一度も行くことができなかったの。）
- 子育て世代には、働いてる人、家にいる人、シングルの人、祖父母がいる人など家庭環境により抱えている課題も様々なので、町民に分かりやすく情報を伝えるためには、単に取り組みの説明をするだけでなく、抱えている課題に対応した取組を示していく必要があると思います。ホームページも少し工夫して下さい。ワンパターンです。見やすいものに工夫して！子育ての情報は保育園などで提供を受けることもできるが、もっと身近な病院、小児科やスーパーなどでも対応できるようにして頂きたい。そうすればもっと伝わっていくと思います。アンケートをとるのも良いですが、直接小中学校に出向き、生徒たちの意見、声を聞くのも良いのではないのでしょうか。町長を囲み、意見交換など…保護者も相談しやすい環境を作して下さい。悩んでいる母親もたくさんいると思います。週1設けるとかアンケートだけで終わらず、実行して下さい。この結果を広報にのせるだけでは意味がないです。
- 産後ケア施設の新設もしくは隣町にある、みやき町産前産後サポートステーションを利用しやすい形にしてほしい（現在はみやき町内外で料金が異なるため。）
- みやき町は、子のための環境づくりや祝金、産前後のサービスなど、充実していてうらやましい。上峰町も、子どもや子育て家庭のためにサービスの向上を見直してほしい。

## 6 関係団体ヒアリングからみた子育て環境の現状

### (1) 調査の概要

- ◆調査対象 : 子育て支援に係る団体・事業者  
上峰小学校、ひよ子保育園かみみね、ひかりこども園、かみみね幼稚園
  
- ◆調査日 : 平成31年2月13日
  
- ◆調査方法 : 対面によるヒアリング調査
  
- ◆質問内容
  - ・上峰町の子育て環境について
  - ・現在抱えている課題
  - ・上峰町の子育てや子どもが育つ環境について、充実していると思うことについて
  - ・行政に対する要望



## (2) 調査結果 (抜粋)

### ① 上峰町の子育て環境について

子育てを取り巻く環境
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域との関係が希薄化したと感じられる。昔は、地域の人が子どもを叱っていたが、今ではそうしたことはない。上峰では引っ越してきた方が多く、声をかけにくい環境にあるのではないか。</li><li>● 携帯の普及で善悪入り混じった情報が入り、それが拡散していく。その情報を訂正することが大変になっている。</li><li>● 園、先生、保護者では、以前と比べて、保護者の立場が強くなってきている。保護者の意見が優先される。</li></ul>
親の状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 一人で育てている親が多くなっている。経済的に厳しい家庭も多くなっている。また、お金の使い方が、必要な所に使われておらず、娯楽に使われている。</li><li>● 保護者の生活習慣が、子どもに伝わる。厳しいところとやさしいところが極端となっており、子どもをコントロールできない親が多いと感じる。子どもの言いなりとなっている。</li><li>● 祖父母と一緒に住んでおらず、また近くに住んでいない。親だけで子育てしているのではないか。</li><li>● 共働き世帯が増えている。少し前は、パートタイムが多かったが、フルタイムが多くなった。祖父母が若いので、働いている。</li><li>● 離婚、別居、ひとり親世帯の問題がある。年々、ひとり親になる数が増えているように思える。5～6年前は160人のうちに一人くらいだった。</li><li>● とにかく忙しいお母さんが多い。親にゆとりがないと感じることが多い。</li><li>● 小さい子の先生から、親が子どもへの接しかたがわからないと相談されるということを聞く。子どもに変化があっても、それに気づかない。そのように子どもへの関心が低い親が多くなった。反面、行事にはやってくる父親も多くなった。2人で子育てしている世帯も多い。父親がお迎えに来ることもある。</li></ul>
子どもの状況
<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもが自由に遊べる場所が少ない。</li><li>● 下校時間が遅くなっている。習い事に行く子どもも多い。</li><li>● ゲームをすることが多く、体を動かさない。夜にゲームをして、学校で寝る子どももいる。</li><li>● 気になる子どもが増えてきた印象がある。落ち着きがない、話を聞かない、夜更かし、偏食といったことが多くなっている印象がある。</li><li>● 親に時間がないため、子どものことを親が先回りしてやってしまう。そのため、子どもが考えて、何かをするということができていない。</li><li>● 発達障害、気になる子が学年に2～3人はいる。</li></ul>

### 職員の状況

- 職員は 20 代の若手と、50 代が多い。若手は子育てで忙しく、50 代は介護で大変な世代となっている。30、40 代は少ない。
- 人出不足。売り手市場で若者は転職しやすい状況にある。
- シフトも工夫はしているが、かなり厳しい状況になっている。
- 保護者の対応に苦慮している。保護者が多様化している。ともすると自己中心的な要望も多く、職員がダメージを受ける。
- 保育士が不足している。パート職員の就業時間帯が偏っていて、適当な人員配置ができない。そのため、常勤に負担がかかっている。

### 子ども・施設と地域とのかかわり

- 支援員が7名おり、対応している。
- PTA は、しっかりやってもらっている。
- 公民館は、地域の核となる。そこでの居場所づくりの機能もある。しかし、他と比べて小さいのではないだろうか。
- 地域との関わりは多くはない。餅つき会、慰問に行く程度となっている。地域の方が積極的に関わるわけではない。

## ② 抱えている課題

- 発達障がいの問題がある。
- ひとり親家庭への支援をどのようにすべきかを考える必要がある。
- 地域に出たいが時間がない。
- 保育士の不足。
- 園児の確保。
- 病後児保育事業をやっているが、いろんな制約(医師の診断書がないと入れない等)もあり利用者は少ない。弾力的に運用できるようにしてもらいたい。
- コミュニケーションが取れない子どもがいる。そうした子には、親に問題があることが多い。
- 保育士不足で、なかなか見つからない。最近の学生の希望は、小規模保育施設でいいといっており、なかなかマッチングできない。保育士をつつでなんとか見つけているが、新卒の採用ができていない。
- 発達障害児への対応。集団行動ができない子が増え、そのために職員を増やさざるを得なくなった。
- 子どもへのサービスについては、親主体になっており、子どもにとってなにがいいかという視点では行われていない。

### ③ 上峰の子育て支援の良いところ

- まちのバックアップがよいと感じている。関係機関と連携が取れるようになっている。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーも配置されており、大変助かっている。
- 病後児保育、一時預かり、短期入所等、充実している。
- 児童館、公民館などがある。環境は充実している。保護者からもそうしたところにも行っていると聞いている。
- 施設が充実している。中央公園、図書館、利用できる場所は多い。色々な様子がわかりやすい。

### ④ 行政への要望

- 鬱へのケア。
- 親が子どもの発達が目安がわかるようになってほしい。そうしたことがわかる冊子を作成して、配ってほしい。
- 保健師とは、情報の共有はできており、問題があれば連携して解決している。しかし、町全体で問題を共有する機会があればよいと思う。
- 4歳児検診がないこと。小学校に上がる前に、気になる子を知っておきたい。5歳児からでは遅いと思う。気になっている子どもの親に向けては、園より第三者が検診を促す方が効果的だと思われる。そのために啓発を行ってほしい。町として行うべきだと考える。任意だと本当に行ってほしい人が行かないのではないだろうか。
- ファミリーサポート制度は欲しい制度である。以前はあったがなくなった。地域を巻き込んで子育てをする体制が必要ではないだろうか。
- きめの細かいサービス。
- ファミリーサポートが欲しい。

### ⑤ その他意見

- 仕事を優先するということも理解できるが、社会全体で子どもを優先にできる雰囲気にならないかと思う。大変さのなかに楽しいと感じられるような支援も必要なのではないか。
- 病後児保育、一時預かり、短期入所等の充実はしていると思われるが、どれだけ保護者に周知ができているのかと思う。

## 7 上峰町第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期計画の施策評価を行いました。評価については施策単位で行い、担当課の自己評価としました。なお、以下のような基準で行いました。

評価基準	件数
A. 基本計画に掲げた施策を達成した (ほぼ100%の成果を上げることができた)	32
B. 基本計画に掲げた施策を概ね達成した。 (75%程度の成果を上げることができた)	33
C. 現在、施策の達成に向けて動いている。 (50%程度の成果を上げることができた)	5
D. 現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた。達成状況25%程度)	0
E. 現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった。達成状況0%)	7
無回答	23

評価がCとなっている施策は、「子育て支援センターの機能の検討」「福祉体験学習の促進」「地域文化及び地域人材の活用」「公共施設のバリアフリー化」「町営住宅における子育て家庭への配慮」といった施策でした。評価Eとなっている施策は、「国際・情報・福祉教育」に関する施策、「男女共同参画社会推進」に関する施策となっています。



## 8 上峰町の子ども・子育てに関する課題

### 【全体的傾向】

- ① 統計データで見たように、一世帯あたりの人員数は減少傾向にあり、核家族世帯が増加しています。また、家族構成については、3世代世帯の割合も減少しています。こうした傾向をみると、子育ての負担が、保護者、特に母親にかかることとなります。特に核家族で共働きの場合、母親にかかる負担は非常に大きくなります。このように日常的に親類・親戚に頼ることが難しい方々が、本町の主な支援の対象と考えられます。
- ② アンケート調査結果の就労状況をみると、約7割が就労していることがわかります。現在就労していない人は、将来的に働きたいと考えているようです。こうした意向を持っている人の多くは、子どもが幼稚園、保育園に入所した後にと考えています。この傾向は続くと考えられ、学童保育のニーズへ影響すると考えられます。
- ③ 幼児教育・保育の無償化の影響については、1号認定から2号認定への変更、幼稚園の延長保育ニーズの増加、地域子ども子育て支援事業へのニーズの増加が見込まれます。このようなニーズの変化に対応する体制を整えることが必要です。

### 【子育て支援の課題】

- ④ 子育て支援に関する満足度に関する設問について、不満の割合が高くなっているのは、「仕事と家庭を両立しやすい環境」「保育サービスの充実」「子育て・子育てにやさしい居住・生活環境」となっています。
- ⑤ 「仕事と家庭を両立しやすい環境」という視点から自由回答の記述をみると、「病児保育」「ファミリー・サポート・センター」「学童の利用時間」における記述が関連しています。一言でいうと、「就労している母親にとって利用しやすいサービスとなっていない」ということとなります。
- ⑥ 「保育サービス」に関して述べると、自由回答における「公園・遊び場所」に関する記述、「子育て支援センター」に関する記述、「各種要望」に関する記述から、次のことに課題があることがわかります。子どもを安心して遊ばせる場所がないこと、町の子育て相談体制、情報提供のあり方、これらについて改善する必要があります。

### 【サービス提供側から見た課題】

- ⑦ 育児の孤立化。親だけで育児している。親が非常に忙しくなっている。
- ⑧ 離婚、別居、ひとり親世帯の増加。
- ⑨ 保護者の多様化。それによる保育士への負担増。
- ⑩ 保育士不足。無償化によるニーズ増加・多様化への対応。
- ⑪ 発達障がいへの対応。
- ⑫ 関係機関による情報の共有。
- ⑬ ファミリーサポート等地域で子育て世帯を支援する体制の充実。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本町は、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせるまちを目指しています。本町では、「家庭と地域ではぐくむ 親と子の笑顔あふれる子育てのまち かみみね」を基本理念として、第1期上峰町子ども・子育て支援事業計画を実行してきました。

第1期計画では、子ども・子育て支援について、「子どもの最善の利益」という視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう計画を策定しました。また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するとした上で、すべての保護者が上峰町で安心して子育てができるよう、行政が子育て世帯に対して十分な支援を行うことを明確にしました。

しかし、子育てを取り巻く環境は厳しくなっており、女性の社会参加に伴う共働き世帯の増加、都市化による地域のつながりの希薄化、核家族化の進行によって、子育てに対する負担感の増大、子育ての孤立化など、様々な課題が浮上しています。今後、妊娠期、出産期、子育て期に渡って切れ目のない支援や各保護者に合ったきめ細やかな支援の必要性がこれまで以上に高まると考えられます。本町は、このような社会環境の変化に合わせた子育て支援を進めていきます。

次代の主役である子どもが地域の中で育っていくことに対し、また、子育てをまち全体であたたく応援し見守っていくことは、上峰町の元気、活力へとつながっていきます。親子の笑顔があふれるまちづくりを目指して、第1期計画の理念を継承し、改めて下記を本計画の基本理念として定めます。

#### 《基本理念》

家庭と地域ではぐくむ 親と子の笑顔あふれる子育てのまち かみみね

## 2 基本目標

### (1) 基本目標1 安心して子育てができる支援体制づくり

保護者が安心して子育てを行うためには、子育て支援のさらなる充実が必要となります。妊娠期にある母親は不安を感じる 경우가多くあります。どのような境遇にあっても、母親が安心して出産し、子育てできる環境を整えることは、町の責務です。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、切れ目のない支援を行っていきます。

また、幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。そして、共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、延長保育、病児保育等に係る町民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

### (2) 基本目標2 地域による支援の充実、子育てを通じたコミュニティづくり

子育て中の保護者が、自信と充実感をもって子育てができるまちとするためには、地域のみならず子どもと子育て家庭をあたたく見守り、そして子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域を創っていくことが大切です。

しかし、地域でのつながりの希薄化や家族形態の多様化、核家族化の進行により保護者の子育てに対する負担感の増大、子育ての孤立化等、様々な課題があります。

地域社会全体で子どもを育てることを可能とするため、子育て家庭が相互に悩みを相談し合い、不安や悩みを軽減するなど、助け合い、支え合う関係を構築できる環境を創り、安心・安全に子育てができるよう環境を整えます。

地域社会全体が「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識をもち、子どもと子育て家庭をあたたく見守ることを通じて、子どもたちが安全かつ安心して過ごせ、健全に成長できるまちを創っていきます。

### (3) 基本目標3 子どもの人権が守られ、子どもが健全に成長できる環境づくり

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。ゆえに、すべての子どもは、あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、社会に参加する権利があります。すべての子どもの権利や人権が保障されるよう町民に対して啓発を行い、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整えます。そして、すべての保護者がその責務と役割を果たすことができ、子どもを育てることの喜びを享受できるよう、必要な支援を行っていきます。

また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育、社会の中で主体的に生きていくための基礎学力を習得する学齢期における教育は、子どもの豊かな心の育成を図る上で極めて重要です。本町では、教育本来の目的である基本的な学力の向上に加えて、社会性の構築や人への思いやりの心を育てる心の教育、自ら考え創造できる人間の形成に向けた教育の展開を図りま

す。

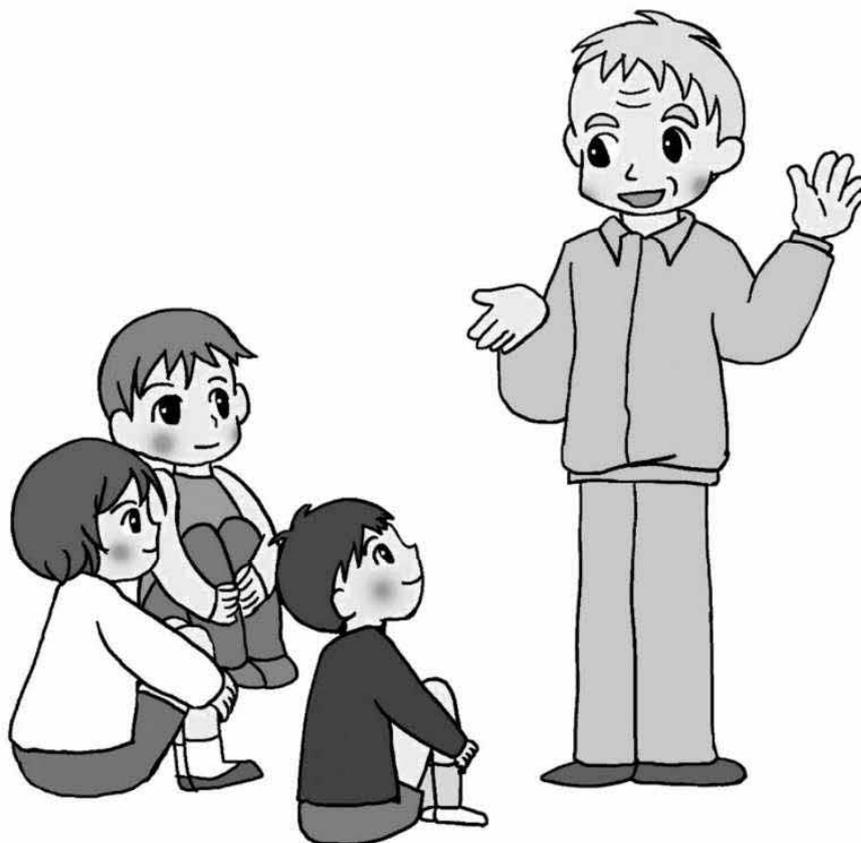
また、児童生徒が抱える様々な問題に対応していくため、教育相談体制の充実、また、情報化や国際化等に通ずる人材の育成に向けた教育プログラムの充実を図っていきます。

#### （４）基本目標４ 多様なニーズに対応できるきめ細かな仕組みづくり

すべての子育て家庭に対する生活の安定や子どもの健やかな成長を目的として、児童手当の支給や医療費の助成を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

また、社会的にも経済的にも不安定な状態におかれやすいひとり親家庭等に対しては、児童扶養手当の受給に関する相談や申請の受付、父又は母を含む医療費の助成を行うことにより自立を支援していきます。併せて、各種制度の認知度の向上を目指します。

幼児教育の面からは、未移行幼稚園に通う低所得階層の子ども及びすべての世帯の第3子にかかる副食費を補助することにより、経済的負担軽減を図るとともに子どもの健やかな成長を支援します。



### 3 計画の体系

基本目標	施策カテゴリー	施策
安心して子育てができる支援 体制づくり	(1)教育・保育における量の確保と質の向上	保育施設・運営給付事業の推進(通常保育事業)/幼児教育・保育の質の向上/延長保育事業の充実/一時預かり事業の拡大/放課後児童健全育成事業の推進(放課後児童クラブ)/子育て支援センターの機能の検討/多様な相談事業の充実/子どもの居場所づくりの充実/児童遊園・公園の整備/適切な情報提供
	(2)母子の健康の確保	母子手帳の交付/乳幼児健康診査事業の推進 母子保健相談指導事業の推進/妊産婦・新生児訪問指導事業の推進/子育て世代包括支援センターの整備/ブックスタート
地域による支援の充実、子育てを通じたコミュニティづくり	(1)地域で取り組む子育て支援	子育てに関する住民組織の育成・支援/ファミリー・サポート・センター事業の整備/地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実
	(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	男性を含めた育児休業制度の普及・啓発/労働条件・労働環境の向上に対する法・制度の周知・啓発/男女共同参画社会の推進/多様な勤務形態など「働き方の見直し」の推進
	(3)安全・安心なまちづくり	公共施設のバリアフリー化の推進/交通事故防止・安全対策の推進/地域における防犯事業の推進/コミュニティバス「のらんかい」の利用促進/良好なファミリー住宅の供給支援
子どもの人権が守られ、子どもが健全に成長できる環境づくり	(1)子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策の充実	人権教育の推進/子どもの人権擁護に関連する条約・法律等の啓発/児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進/児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業/不登校の児童・生徒に対する心のケアの推進
	(2)教育・保育環境の充実	幼児教育の充実/基本・基礎学力の定着/教育相談体制の充実/国際・情報・福祉教育の充実/食育の推進
多様なニーズに対応できるきめ細かな仕組みづくり	(1)経済的支援、ひとり親への自立支援	子育てのための経済的支援の充実/ひとり親家庭への自立支援の推進
	(2)障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援	障害児施策の充実

## 第4章 施策の展開

### 1 安心して子育てができる支援体制づくり

#### (1) 教育・保育における量の確保と質の向上

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保します。

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、町民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サービスを展開します。

施策	内容と方向性	担当課
保育施設・運営給付事業の推進 (通常保育事業)	働き方の多様化に伴う子育てニーズの増加に対応するため、仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実を図ります。保護者の就労などによって平日の日中に家庭で子どもの保育ができない場合、保育所等において子どもを保育します。保育士の確保が十分にできず待機児童が発生しないよう、保育士確保に努めます。	住民課
幼児教育・保育の質の向上	幼保小の連携、関係団体との連携を深めながら、全町的に幼保小連携を推進します。幼児教育の質の充実を図るために幼児教育アドバイザーの配置、推進に努めます。また、関係部局間の連携を強化することで支援体制の充実を図ります。	住民課 教育課
延長保育事業の充実	延長保育事業は、通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育の時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行う事業です。働き方の多様化によりニーズが高まると考えられ、柔軟に対応できるよう努めます。	住民課
一時預かり事業の拡大	預かり保育のニーズに柔軟に対応できるよう、利用時間の拡大等について検討します。	住民課
放課後児童健全育成事業の推進 (放課後児童クラブ)	放課後児童健全育成事業は、保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生に対して、適切な遊びと学びの場を提供しています。 また、放課後子ども教室との連携による取り組みを行い、すべての子どもが一緒に活動できるプログラムの充実を図り、一体的な実施を行います。	住民課 生涯学習課
子育て支援センターの機能の検討	上峰町が運営する子育て支援センターの早期開設に向けた整備を検討します。保護者の交流の場、子育てに関する相談・援助、	住民課

施策	内容と方向性	担当課
	地域の子育て関連情報の提供、地域における親・子の育ちを支援する取り組み等、町民のニーズに合う各種子育て支援機能を有するセンターとなるよう、関係機関と連携しながら、検討します。	
多様な相談事業の充実	子育てに関する相談事業の充実に努め、気軽に相談できる環境を整えます。また、障がい児や外国につながる幼児に対し、当該子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。	住民課 健康福祉課
子どもの居場所づくりの充実	本町では子どもの居場所づくりを実施していきます。「町民センター(すぱーく上峰)」で、スポーツや文化活動等を行い、子どもの遊び場、異年齢間の交流、地域住民との交流の場を提供します。上峰図書館では、「さまーすくーる」「おはなしの時間」を行います。	生涯学習課 文化課
児童遊園・公園の整備	児童公園など身近な公園については、子どもが安全に遊べる場所となるよう、風紀の保全、見通しを良くするなど防犯を意識し、あらゆる年齢の子どもが安全に遊べるように遊具の改修など整備に努めます。 引き続き適切な遊具点検及び修繕を実施し、地区住民とも連携して安心安全な公園環境の整備に努めます。 遊具の新設については、設置後の管理も考慮した上で必要性の有無を検討します。	住民課 まち・ひと・しごと 創生室
適切な情報提供	妊娠期から子育て期にかけて適切な情報が周知されるよう、各種講演会、各種講座を開催し、各種サービス、施設が一覧可能な子育てガイドブックを作成します。	住民課



## (2) 母子の健康の確保

子育て家庭の保護者が安心して育児に取り組み、乳幼児期の子どもが健康に育つために、成長・発達段階に応じて必要な健康診査、健康相談や教室、予防接種などの事業を推進します。また、児童虐待の発生を予防するため、母子保健事業を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援を継続します。

施策	内容と方向性	担当課
母子手帳の交付	妊娠を届け出た妊婦を対象に、妊娠中の健康維持、安全な出産、生まれた子どもの健康診査や予防接種などの指導や相談を行い、母子健康手帳を交付します。	健康福祉課
乳幼児健康診査事業の推進	乳幼児を対象に、疾病予防、及び先天性異常などの疾病や心身障害運動機能・視聴覚・精神発達などの早期発見、早期治療を図るため個別的に発育に応じた保健・保育指導を行い、乳幼児の健康状態を把握し、幼児の健康状態の向上を図ります。 【具体的事業】 ①乳児健診の実施 ②1歳6か月児健診の実施 ③3歳児健診の実施 ④各種予防接種の実施	健康福祉課
母子保健相談指導事業の推進	妊産婦、乳幼児の保健・栄養などの個々の問題に対する個別の指導や相談に応じるとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図り、同時に育児不安の解消や仲間づくりを目的として、各種の母子保健相談指導事業を推進します。 【具体的事業】 ①2か月児相談の実施 ②2歳児相談の実施 ③育児相談の実施	健康福祉課
妊産婦・新生児訪問指導事業の推進	妊産婦については、身体的条件や生活環境など保健指導が必要である場合にその妊産婦の家庭を訪問し妊娠・出産・育児に必要な指導を行います。その際、妊娠・出産に支障を及ぼすおそれがある場合は医療機関に受診勧奨します。 また、新生児については、新生児養育上に必要な事項を家庭訪問により指導し、発育・栄養・環境・疾病予防・育児不安の解消に役立つよう援助します。 【具体的事業】 ①低体重児訪問指導の充実 ②乳幼児訪問指導事業の充実	健康福祉課

施策	内容と方向性	担当課
子育て世代包括支援センターの整備	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に対応した支援や、サービスの情報提供や助言を行い、切れ目のない支援ができるよう体制を整えます。	健康福祉課 住民課
ブックスタート事業	2か月児相談時に赤ちゃんと保護者へ絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が、絵本を介してゆっくり心ふれあう機会を作ることを通じて、母子の心身の健康維持の一助とします。	文化課

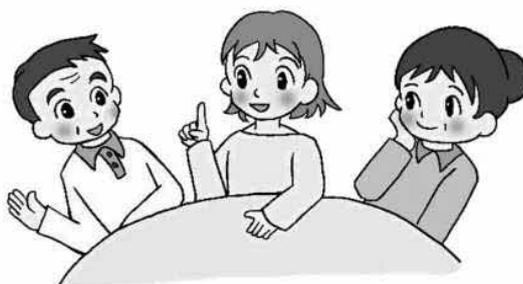


## 2 地域による支援の充実、子育てを通じたコミュニティづくり

### (1) 地域で取り組む子育て支援

家庭・学校・地域が、家庭での教育の重要性を認識するとともに、相互に連携しながら、課題の解決と教育力の向上を図り、子どもたちの健全育成につなげます。

施策	内容と方向性	担当課
子育てに関する住民組織の育成・支援	子育てを担うのは家庭や学校だけではなく、地域や各種事業者など様々な組織や関係団体による協力が必要です。 そのため、「NPO」や「ボランティア」「サークル団体」など、地域住民が主体となった組織や団体の育成を積極的に行い、地域を舞台とした子育て支援を展開していきます。	文化課 生涯学習課
ファミリー・サポート・センター事業の整備	町民ニーズの把握、サービス提供体制の検討等、事業実施に係る基礎的な調査を行い、事業展開を目指します。	住民課
地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子どもたちの成長を支えていきます。それらの活動を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図ります。 具体的には、「新・放課後子どもプラン推進事業」のプログラムを中心に、野外活動キャンプ等の体験学習、スポーツや文化活動を通して、地域住民との交流を行っていきます。 また、「米多浮立」をはじめ、地域固有の文化やそれを継承している人材を活用して、世代間の交流を行っていきます。 <b>【具体的施策】</b> ①放課後子ども教室(子どもの広場) ②新・放課後子どもプラン推進事業 ③地域文化及び地域人材の活用 ④体験学習・文化活動等の充実 ⑤子ども米多浮立	生涯学習課 文化課



## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

国は平成29年に「子育て安心プラン」を示し、令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成することを目標と定めました。上峰町においても共働きの子育て世帯が今後増加していくことが予測されると同時に、各子育て世帯がそれぞれの生活スタイルに応じた理想の子育てを実現できるよう、支援体制が求められます。結婚・妊娠・出産・育児というライフステージの各段階に応じて、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう情報提供や啓発活動を進めます。

施策	内容と方向性	担当課
男性を含めた育児休業制度の普及・啓発	男性を含めた育児休業の取得について、企業等に積極的に普及・啓発していきます。	総務課
労働条件・労働環境の向上に対する法・制度の周知・啓発	子育てしやすい環境をつくるために、企業の雇用主等に対して、「育児・介護休業法」「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など各種法制度の啓発を行います。	総務課
男女共同参画社会の推進	「上峰町男女共同参画及びDV被害者支援基本計画」に基づき、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割意識を払拭し、夫婦が協力し合いながら子育てができる環境をつくるため、男女共同参画の理念に基づいた施策を展開していきます。男女共同参画に関する「セミナー」「イベントの開催」をはじめ、「男性の家事・育児参加を促すための各種講座」等を開催し、男女共同参画に関する住民の理解を深めていきます。	総務課
多様な勤務形態など「働き方の見直し」の推進	働く男女一人ひとりが職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう、「フレックスタイム」「在宅勤務(リモートワーク)」「ワークシェアリング」など、子育てにかかる時間を柔軟にとれる勤務形態の採用を公共職業安定所や関係機関等に働きかけ、多様な働き方が行えるよう啓発を行います。	総務課



### (3) 安心・安全なまちづくり

子どもを犯罪や事故から守るには、PTA や地域の防犯ボランティア、警察などの関係機関との連携等、地域における連携が必要となります。また、警察、学校、コミュニティなどの関係団体と協力し、危険箇所の改善や安全啓発など総合的な対策を行います。

施策	内容と方向性	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	未舗装の道路の整備、歩道幅員の拡幅、道路段差の解消などベビーカーや車いすでの移動に配慮した生活道路のバリアフリー化を進めます。	建設課
交通事故防止・安全対策の推進	警察や交通安全協会等と連携し、保育所や幼稚園、小学校での交通安全教室、PTA、自治会等による安全登校指導などにより、交通安全に対する教育・啓発を行っていきます。	総務課
地域における防犯事業の推進	近年、多発している子どもを取り巻く犯罪防止のために、犯罪等に関する情報提供、ボランティアによる防犯活動強化など、地域に根付いた防犯事業を展開します。大人が地域の子どもたちに対して気にかけることができるような環境をつくることで、子どもの安全を守っていきます。 【具体的施策】 ①地域防犯体制の強化 ②地域のおじちゃん・おばちゃん推進運動の普及	総務課 生涯学習課
コミュニティバス「のらんかい」の利用促進	本町では現在、コミュニティバス「のらんかい」(通学バス)を運行しており、生徒・児童の安全な通学、送り迎えを要する保護者への負担軽減を図っております。 また、小学校の下校時間に合わせた運行をおこなうために、小学校と連携をとっています。	健康福祉課
良好なファミリー住宅の供給支援	子育て家庭が育児を含めたゆとりある生活を送るために、子育て世帯に配慮した経済的で、子どもにやさしい住宅・住環境の提供に努めます。その際、町営住宅における子育て家庭への配慮を進めます。	建設課



### 3 子どもの人権が守られ、子どもが健全に成長できる環境づくり

#### (1) 子どもの人権の尊重・児童虐待防止対策の充実

すべての子どもには、人格と尊厳があります。子どもへのあらゆる暴力は、これらを侵害するものであり、将来にわたって深刻な影響を及ぼします。こうした侵害に対して、子どもの権利侵害・権利擁護についての理解促進を図っていきます。

また、子ども自身や家庭環境の課題など、様々な理由で支援を必要とする子どももいます。子どもに関わる行政機関、関係機関、地域によるネットワークを活用し、要保護・要支援児童とその家族などへの支援、見守り、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

施策	内容と方向性	担当課
人権教育の推進	いじめや差別、虐待などの人権侵害に対する理解と防止に努め、児童・生徒の人権意識の高揚を図るため、人権教育を実施するとともに、教職員についても人権教育研修への積極的な参加を進めます。研修については、児童生徒の実態を十分に踏まえて、内容を精選し実施します。	教育課
子どもの人権擁護に関連する条約・法律等の啓発	児童虐待など子どもの人権を脅かす問題の防止に向けて、「児童の権利に関する条約」や「児童虐待の防止等に関する法律」等の子どもの人権擁護に関連する条約や法律等の啓発を進めます。 【具体的施策】 ①パンフレット等による子どもの人権擁護に関する法・制度の啓発 ②体罰やネグレクトを防止するため、手帳や乳幼児健診の機会などを活用した周知啓発	住民課
児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進	「上峰町要保護児童対策地域協議会」において「実務者会議」「ケース検討会議」等を実施し、虐待を受けている子どもや、虐待をしている親に対するケアを行っていきます。乳児全戸訪問・養育支援訪問により虐待の早期発見、早期防止に努め、「上峰町要保護児童対策地域協議会」と連携を取りながら問題の解決に努めます。 【具体的施策】 ①乳児全戸訪問・養育支援訪問事業による虐待の早期発見・防止 ②関係機関による「児童虐待ケース検討会」の開催 ③関係機関による要保護・支援者への訪問によるケアの充実	住民課 健康福祉課

施策	内容と方向性	担当課
児童短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子どもを養育している家庭で、保護者が疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ等により子どもの養育が困難になる場合に、その子どもを一時的に預かる事業です。この事業を利用することで、育児疲れ等による児童虐待を未然に防ぎます。	住民課
不登校の児童・生徒に対する心のケアの推進	学校等においていじめを受けたり、様々な要因で不登校になっている児童・生徒をサポートするために、住民課や健康福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係機関と連携しながら、訪問指導などを通じた復帰支援を行います。	教育課

## (2) 教育・保育環境の充実

子どもたちが豊かな知性や感情を育めるよう関係機関が連携を取りながら、幼児教育の内容を充実させていきます。

次世代を担う児童・生徒が学ぶ学校では、子どもたちが生きていくために必要な基礎学力を身に付けられるよう、授業のあり方や内容を工夫します。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちが学校生活を楽しく送ることができるよう支援します。また、給食や体験学習を通じて「食の大切さ」を理解できるよう、食育の展開を進めます。

施策	内容と方向性	担当課
幼児教育の充実	幼児期における教育は人間形成の基礎にあたる部分であるとの認識のもと、情操豊かな人間性、知性などを育てていくため、家庭と認定こども園など関係機関との連携を強化し、子育ての学習機会の充実、相談事業の充実など環境の整備に努めます。	住民課 教育課
基本・基礎学力の定着	「確かな学力」の確立のためには、基礎を大切にされた着実な学力の積み重ねが必要であるため、授業を工夫・改善し、基本・基礎学力の定着に努めます。	教育課
教育相談体制の充実	学業や学校生活など児童・生徒を取り巻く様々な問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童・生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラー等を必要に応じて派遣を要請し、様々な問題について専門的な立場から相談に応じます。 【具体的事業】 ①スクールカウンセラー活用事業の充実 ②スクールソーシャルワーカー活用事業の充実	教育課

施策	内容と方向性	担当課
国際・情報・福祉教育の充実	<p>国際的理解を深めるために、英語指導助手(ALT)による外国語教育やホームステイの受け入れ等による国際交流を推進します。同様に、情報化への対応としては、校内LANなどIT環境の整備及びパソコンの技術習得を進めるとともに、得られる情報を自ら判断し選別できる能力「情報リテラシー」の向上に努めます。また、少子高齢社会における人材の育成、他人への思いやりの心を育むため、高齢者や障害者等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>①英語指導助手(ALT)の活用</p> <p>②ホームステイの受け入れ等による国際交流事業の推進</p>	教育課 まち・ひと・しごと創生室
食育の推進	<p>小さな頃から食に対する感受性を高めるため、野菜づくりや簡単な調理実習などの「食」の体験学習を行い、また、給食においても食の楽しさが実感できるような献立づくりを進めます。小学校においても「食」の体験学習や給食献立の工夫はもちろんのこと、栄養に対する考え方など学習を進め、効果の高い「食育」の展開を図ります。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>①栄養士等による巡回食育指導の実施</p> <p>②保護者を交えた「親子食育セミナー」の開催</p>	教育課



## 4 多様なニーズに対応できるきめ細かな仕組みづくり

### (1) 経済的支援、ひとり親への自立支援

すべての子育て家庭に対する生活の安定や子どもの健やかな成長を目的として、児童手当の支給や医療費の助成を行い、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

また、社会的にも経済的にも不安定な状態におかれやすいひとり親家庭等に対しては、児童扶養手当の受給に関する相談や申請の受付、父又は母を含む医療費の助成を行うことにより自立を支援していきます。併せて、各種制度の認知度の向上を目指します。

幼児教育の面からは、未移行幼稚園に通う低所得階層の子ども及びすべての世帯の第3子にかかる副食費を補助することにより、経済的負担軽減を図るとともに子どもの健やかな成長を支援します。

施策	内容と方向性	担当課
子育てのための経済的支援の充実	<p>家庭の経済力の差により、子どもの育ちが十分に保証されない状況にならないよう、経済的負担の軽減を中心とした支援を行います。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>①児童手当の支給</p> <p>②子どもの医療費助成事業</p> <p>③実費徴収に係る補足給付事業</p>	住民課
ひとり親家庭への自立支援の推進	<p>ひとり親家庭等は、社会的にも経済的にも、さらには精神的にも困難を抱えやすい状態にあります。そのため、安心して生活できるよう関係機関と連携し、個々の家庭状況に応じた自立を支援していきます。また、子育ての悩み相談等を実施していきます。</p> <p>【具体的事業】</p> <p>①児童扶養手当の受給相談・申請受付</p> <p>②ひとり親家庭等医療費の助成事業</p> <p>③母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談</p> <p>④ひとり親家庭交流の場づくり</p> <p>⑤母子相談員や民生児童委員等による相談支援体制の充実</p>	住民課 健康福祉課

## (2) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもが、学校や社会、地域で安心して生活できるよう社会全体で理解し、応援する子ども支援を推進していきます。障がいがある子どもが社会的に自立することを目指した療育を行い、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対する相談、助言など支援を行っていきます。

施策	内容と方向性	担当課
障害児施策の充実	<p>障がいがある子どもとその家庭に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた支援が必要であり、リハビリテーションや成長過程に応じた教育・訓練指導など障害者福祉サービスの充実及び各種の助成制度の充実を図ります。また、近年はLD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)など、従来の障害者施策では対応が遅れている児童・生徒に対しては、「療育支援」の考えのもと、県や他市町と連携しながら早期から一人ひとりの特性にあった教育・指導を実施していきます。</p> <p>【具体的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳・療育手帳の交付</li> <li>②特別児童扶養手当、障害児福祉手当など各種手当の支給</li> <li>③日常生活用具の給付・貸与</li> <li>④ホームヘルパーの派遣等の居宅生活支援</li> <li>⑤LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の児童・生徒に対する教育支援体制の整備</li> </ul>	健康福祉課 教育課



## 第5章

# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について

## 1 区域の設定

本章は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、計画期間における幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとそれに対する確保方策を記載しています。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、町内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

## 2 幼児期の教育・保育に係る見込みと確保の方策

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、必要利用定員総数を定めます。

### (2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満の子どもについては、教育・保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園

### ■量の見込みの算出方法

児童数については、「住民基本台帳」の人口をもとに、平成27年度から平成31年度までの5年間の平均の人口（変化率）を適用し推計しました。なお、教育・保育の量の見込みにあたっては、アンケート結果から算出されたニーズや過去の利用実績をもとに算出しました。

幼児期の教育・保育の量の見込みに対する確保方策の内容を次に示します。なお、表の見方は以下の通りです。表側の「量の見込み」は、その年の各認定区分がそれぞれ何人いるかを推計したものです。「量の見込み」における「上峰町在住児」は上峰町内の子どもの何人が各認定区分となるかを推定しています。「他市町在住児」は、上峰町外からの需要見込みを推計しています。

表側の「確保方策」は、施設の定員数となっています。「上峰町所在施設等」については、上峰町内の施設の定員数を、「他市町所在施設等」については他市町で受け入れ可能な定員数を示しています。

「差し引き」は、過不足量を示しています。

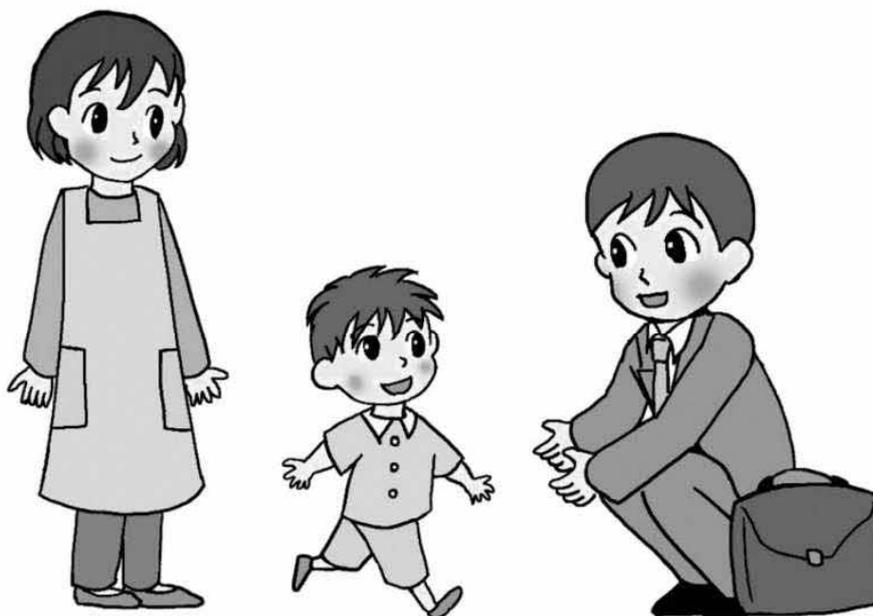
		令和2年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の見込み	上峰町在住児	135	11	127	18	94
	他市町在住児	31	0	10	3	9
	合計①	166	11	137	21	103
確保方策	上峰町所在施設等	195	11	117	32	95
	他市町所在施設等	7	0	19	1	8
	合計②	202	11	136	33	103
差し引き(②-①)		36	0	△ 1	12	0

		令和3年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の 見込み	上峰町在住児	136	11	125	18	93
	他市町在住児	31	0	10	3	9
	合計①	167	11	135	21	102
確保 方策	上峰町所在施設等	195	11	117	32	95
	他市町所在施設等	7	0	19	1	8
	合計②	202	11	136	33	103
差し引き(②-①)		35	0	1	12	1

		令和4年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の 見込み	上峰町在住児	134	11	132	18	89
	他市町在住児	31	0	10	3	9
	合計①	165	11	142	21	98
確保 方策	上峰町所在施設等	195	11	117	32	95
	他市町所在施設等	7	0	19	1	8
	合計②	202	11	136	33	103
差し引き(②-①)		37	0	△ 6	12	5

		令和5年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の 見込み	上峰町在住児	141	11	130	18	89
	他市町在住児	31	0	10	3	9
	合計①	172	11	140	21	98
確保 方策	上峰町所在施設等	195	11	117	32	95
	他市町所在施設等	7	0	19	1	8
	合計②	202	11	136	33	103
差し引き(②-①)		30	0	△ 4	12	5

		令和6年				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			学校教育の希望が強い	保育所等	0歳	1～2歳
量の見込み	上峰町在住児	140	11	128	18	89
	他市町在住児	31	0	10	3	9
	合計①	171	11	138	21	98
確保方策	上峰町所在施設等	195	11	117	32	95
	他市町所在施設等	7	0	19	1	8
	合計②	202	11	136	33	103
差し引き(②-①)		31	0	△ 2	12	5



### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みの算出と同様、「児童数の推計」「国が示した算出方法」等に基づき、各事業の量の見込みを算出しました。

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

#### (1) 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業

##### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在本事業は未実施。今後、子育て支援センターの早期開設に向けた整備を検討します。保護者の交流の場、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、地域における親・子の育ちを支援する取り組み等、町民のニーズに合う各種子育て支援機能を有するセンターとなるよう、関係機関と連携しながら、検討します。

##### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	4,644	4,608	4,476	4,440	4,440
確保の内容					
差					

#### (2) 妊婦健康診査

##### 事業概要

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施していきます。現在、佐賀県・福岡県・長崎県の医療機関で健診は可能であり、情報の周知によりさらなる受診を促進します。

##### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：実人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	130	130	130	130	130
確保の内容	130	130	130	130	130
差	0	0	0	0	0

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 事業概要

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施してまいります。特に育児不安や不適切な養育などの問題を発見し、継続した支援につながるよう、さらなる状況把握等の実施に努めます。

#### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	93	93	93	92	91
確保の内容	93	93	93	92	91
差	0	0	0	0	0

### (4) 養育支援訪問事業

#### 事業概要

本町では、今後も現状に引き続き事業を実施し、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、養育者の育児不安を軽減するため、家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止につなげるなどの支援を行います。

#### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間実人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の内容	20	20	20	20	20
差	0	0	0	0	0

### (5) 児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業

#### 事業概要

様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託して一定期間、養育・保護を行うことにより、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の内容	20	20	20	20	20
差	0	0	0	0	0

## (6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### 事業概要

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在、本事業は未実施。今後、町民ニーズの把握、サービス提供体制の検討等、事業実施に係る基礎的な調査を行い、事業展開を目指します。

## (7) 一時預かり事業

### 事業概要

保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスが受けられるように、適正な支援に努めていきます。また、必要な保護者が利用できるように情報の提供に努め、制度の普及を図りながら実施を継続していきます。

#### ① 幼稚園型

##### 【量の見込みと確保の内容】

（単位：年間延べ人数）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	3,449	3,449	3,449	3,631	3,631
確保の内容	3,449	3,449	3,449	3,631	3,631
差	0	0	0	0	0

#### ② 一般型

##### 【量の見込みと確保の内容】

（単位：年間延べ人数）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	720	720	720	720	720
確保の内容	720	720	720	720	720
差	0	0	0	0	0



## (8) 延長保育事業

### 事業概要

町内にある保育施設で引き続き実施し、量の見込みに対応します。また、保護者の利用希望に沿った時間での延長保育事業を身近な地域で提供できるように必要な職員確保を図り、今後も適正な実施体制の確保に努めます。

### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	738	736	722	742	735
確保の内容	738	736	722	742	735
差	0	0	0	0	0

## (9) 病後児保育事業

### 事業概要

病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に保育します。

### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：年間延べ人数)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	457	457	448	461	456
確保の内容	457	457	448	461	456
差	0	0	0	0	0



## (10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保の内容】

（単位：年間実人数）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	量の見込み （利用定員数）	126	122	124	116	119
	1年生	41	44	47	36	45
	2年生	34	33	35	38	29
	3年生	31	23	23	25	27
	4年生	15	17	13	12	13
	5年生	3	3	4	3	3
	6年生	2	2	2	2	2
確保方策 （利用定員数）		135	135	135	135	135

### ◎放課後子ども教室

### 事業概要

本町では、放課後子ども教室として放課後や週末等に「こどもの広場」を開催し、地域の方々の参画を得ながら子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動を行い、子どもたちが安全・安心な活動ができるような環境づくりを推進しています。

また、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携による取り組みを行い、すべての子どもと一緒に活動ができるプログラム等の充実を図り、一体的な実施を目指します。

### 【量の見込みと確保の内容】

（単位：実施校区数）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後子ども教室	1	1	1	1	1
一体型	1	1	1	1	1

#### (11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

##### **事業概要**

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成します。

##### **【量の見込みと確保の内容】**

令和2年度から本事業を実施します。

## 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

具体的には、本町では町内にある3園の認定こども園を核として、この体制を維持しながら教育・保育の一体的な提供を推進していきます。また、町民のニーズに柔軟に対応するために、町内組織間の連携、自治体間の広域連携の推進を図ります。



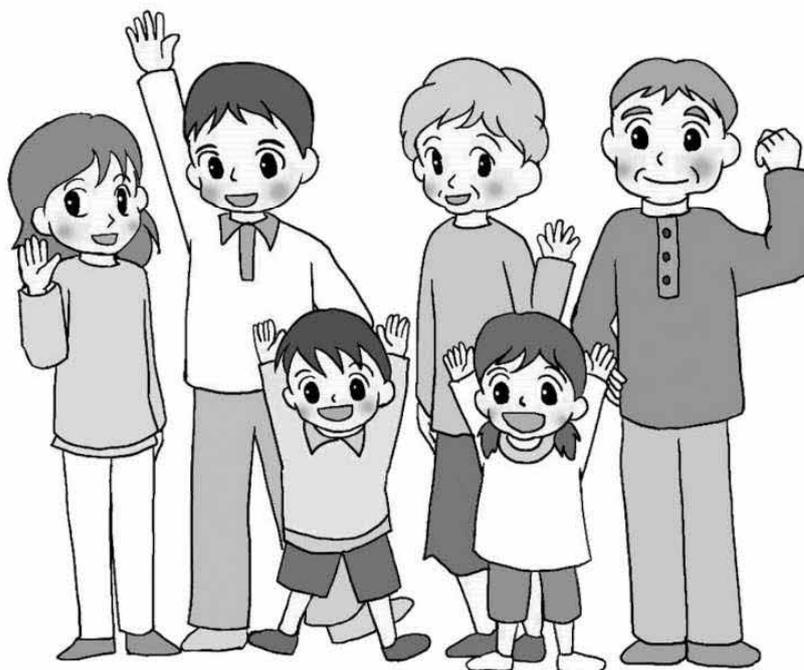
## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保と質の向上の実現を目指していきます。また、社会情勢の変化や子育てに関する新たな課題についても、本計画に位置付け、積極的に取り組んでいきます。

### 2 関係機関との連携

計画の推進にあたっては、必要に応じて、子ども・子育て支援に関係するあらゆる機関との連携・調整を図っていきます。



## 資料編

# 上峰町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 18 日条例第 15 号)

(設置)

第 1 条 本町に、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、上峰町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子どもに関する法律による施策について、町長の諮問に応じて調査審議する。

(組織及び任期)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を求めること又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第94号)の定めるところにより支給する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 上峰町子ども・子育て会議委員名簿

	役職名等	氏 名
1	上峰町教育委員	◎田中 清美
2	上峰小学校 校長	牟田 禎一
3	ひかりこども園 園長	○牛島 伸一
4	ひよ子保育園かみみね 園長	池松 英治
5	かみみね幼稚園 園長	矢動丸 克子
6	NPO 法人 愛えん代表	岡 孝二
7	上峰町主任児童委員	後藤 康子
8	上峰町母子推進委員	延元 久美子
9	労働者代表	松田 恵子

◎：会長

○：副会長

---

## 第2期上峰町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：上峰町住民課子育て支援係

〒849-0123 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所383番地1

TEL:0952-52-7412

---